



取扱注意

不正行為予備調査委員会報告書

2020 年 11 月 13 日



1. 目的

研究活動及び研究費の取扱いに係る不正防止及び不正行為への対応に関する規程(以下「規程」という。)第19条第3項に基づき、不正行為予備調査委員会(以下「予備調査委員会」という。)は以下に示す事項について確認を行う。

- (1) 報告等により示された研究活動に係る不正行為の疑いの有無
- (2) 報告等により示された科学的かつ合理的な根拠の論理性の有無
- (3) 報告等により示された内容の合理性及び調査可能性
- (4) その他必要と認める事項

なお、調査対象となる「研究活動に係る不正行為」(以下、「不正行為」という。)は規程第2条第2項の各号に定める以下の4種類である。

- (1) 捏造
存在しないデータや研究結果等を作成すること。
- (2) 改竄
研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用
他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) その他
上記以外に、二重投稿、不適切なオーサーシップ等、研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範及び社会通念に照らして、研究倫理からの逸脱の程度がはなはだしい不正行為。

2. 委員

2020年度臨時研究倫理委員会(2020年9月7日～9日)の審議を経て、規程第19条第3項に基づき、以下の3名が指名された。

3. 調査期間

規程第19条第8項に基づき、予備調査の指示を受けてから起算して30日以内に調査を行うことになっているが、予備調査期間中に告発内容の追加が発生したため、調査期間の終了日は最終の告発内容追加から30日後の下記となる。

- ・調査期間：9月9日～11月14日（調査期間最終日）

4. 調査実績

(1) 予備調査委員会の活動

以下の日程で予備調査を実施した。

- 8月27日 研究倫理相談の結果、告発がなされる(告発①)。
- 9月9日 臨時研究倫理委員会の承認を受け予備調査委員会が設置される。
- 9月14日 第1回予備調査委員会を実施する。
- 9月25日 郵送により追加の告発がなされる(告発②)。
- 9月28日 第2回予備調査委員会を実施する。
- 9月29日 研究倫理委員長(以下「委員長」という。)より告発対象の追加(告発②)について通知を受ける。
日本学術振興会に対してなされた告発を本学にて受け付ける(告発③)。
- 10月5日 メールにより追加の告発がなされる(告発④)。
- 10月8日 臨時研究倫理委員会にて告発対象の追加(告発②)に伴う調査期間延長が報告される。
- 10月14日 委員長より告発対象の追加(告発③、告発④)について通知を受ける。
- 10月19日 第3回予備調査委員会を実施する。
- 10月27日 臨時研究倫理委員会にて告発対象の追加(告発③、告発④)に伴う調査期間延長が報告される。
- 11月2日 第4回予備調査委員会を実施する。
- 11月13日 研究倫理委員会に対して予備調査結果を報告する。

(2) 告発者

ジャーナリスト・三宅勝久

(3) 被告発者

中京大学・教養教育研究院・教授・大内裕和

(4) 告発内容

告発者からの告発は合計4回にわたって行われ、対象となる告発者の著作物は2点、被告発者の著作物は9点、告発の内容は16件に及んだ。告発内容に含まれる著作物の一覧を表1及び表2に示す。以降特段の記載がない場合、告発対象は書籍名・雑誌名・講演会名のいずれかで記載する。

表1.告発内容に含まれる告発者の著作物一覧

No	書籍名・雑誌名・講演会名および出版社・主催者、出版年・開催年等
1	三宅勝久「若者の借金奴隸化をたくらむ「日本学生支援機構」 一延滞金をふくらませて骨までしゃぶる”奨学金”商法」 奨学金問題対策全国会議『日本の奨学金はこれでいいのか!』第2章(あけび書房、2013年)
2	「奨学金「取り立て」ビジネスの残酷」 『選択』2012年4月号(選択出版、2012年)掲載

※No.2は匿名記事

表2.告発内容に含まれる被告発者の著作物一覧

No	書籍名・雑誌名・講演会名および出版社・主催者、出版年・開催年等
1	大内裕和『奨学金が日本を滅ぼす』(朝日新書、2017年)
2	大内裕和「教育における格差と貧困ー「貧困ビジネス化」した奨学金問題から考える」 奨学金問題対策全国会議『日本の奨学金はこれでいいのか!』第1章(あけび書房、2013年)
3	大内裕和「奨学金制度の問題点とその改善へ向けて」 『JP 総研リサーチ』37号(JP総合研究所、2017年)掲載
4	大内裕和「現在の奨学金の制度ー何が問題なのか」 『ヒューマンライツ』318巻(部落解放・人権研究所、2014年)掲載
5	大内裕和「奨学金制度はこれでいいのか」 『人間と教育』No.81(民主教育研究所、2014年)掲載
6	大内裕和「子どもの貧困ー奨学金問題の視点からー」 『貧困研究』Vol.12(貧困研究会、2014年)掲載
7	大内裕和「ブラックバイト・全身就活・貧困ビジネスとしての奨学金」 『現代思想』41巻(青土社、2013年)掲載
8	大内裕和「奨学金返済の重荷と雇用劣化が中間層解体と人口減を深刻化する」 『Journalism』294号(朝日新聞出版、2014年)掲載
9	大内裕和「奨学金制度の現状と課題」 講演『奨学金制度の課題』レジメ(シンポジウム「奨学金の今と未来を考える」、大阪弁護士会主催、2013年10月)

告発内容の一覧(概要)を表3に示す。盗用のみが疑われるもの10件、盗用元からの改竄が疑われるものの5件の告発がなされた。なお告発内容の内1件は記述されている事例において元金の残額の計算が合わないという指摘であり、本学の定める研究不正に該当しないものであった。

表3.告発内容一覧(概要)

No.	不正の種類	不正の対象		
		盗用先・不正を含む著作物	盗用元	該当箇所
8月27日付の告発(告発①)				
1	盗用	『奨学金が日本を滅ぼす』 第2章	『日本の奨学金はこれでいいのか!』	3か所
2	-	『奨学金が日本を滅ぼす』	-	1か所
3	盗用	『奨学金が日本を滅ぼす』 第2章	『日本の奨学金はこれでいいのか!』	1か所
9月25日付の告発(告発②)				
4	盗用	『日本の奨学金はこれでいいのか!』 第1章	『選択』	1か所
5	盗用	『JP総研リサーチ』	『選択』	1か所
6	盗用	『ヒューマンライツ』	『選択』	1か所
7	盗用	『人間と教育』	『選択』	1か所
8	盗用	『貧困研究』	『選択』	1か所
9	盗用	『現代思想』	『選択』	1か所
10	盗用・改竄	『ヒューマンライツ』	『選択』	1か所
11	盗用・改竄	『人間と教育』	『選択』	1か所
12	盗用・改竄	『貧困研究』	『選択』	1か所
13	盗用・改竄	『現代思想』	『選択』	1か所
9月29日付の告発(告発③)				
14	盗用	『Journalism』	『選択』	1か所
15	盗用・改竄	『Journalism』	『選択』	1か所
10月5日付の告発(告発④)				
16	盗用	『奨学金制度の課題』	『選択』	1か所

※No.2は内容に誤りがあるという指摘。

告発者は以下の理由により、告発者の著作物(匿名記事を含む)からの盗用の疑いがあるとした。

([]内は表 3 の対応する行番号)

(i) 内容(流れ、財務分析等)が類似している。(11 か所)

- ・『奨学金が日本を滅ぼす』80 頁 12 行目～81 頁 2 行目 [告発 1]
- ・『奨学金が日本を滅ぼす』86 頁 1 行目～87 頁 5 行目 [告発 1]
- ・『奨学金が日本を滅ぼす』74 頁 1 行目～76 頁 2 行目 [告発 1]
- ・『日本の奨学金はこれでいいのか!』24 頁 16 行目～25 頁 6 行目 [告発 4]
- ・『JP 総研リサーチ』15 頁右段 17 行目～最終行 [告発 5]
- ・『ヒューマンライツ』6 頁下段 9 行目～7 頁上段 1 行目 [告発 6]
- ・『人間と教育』99 頁上段 18 行目～下段 2 行目 [告発 7]
- ・『貧困研究』39 頁右段 32 行目～40 頁左段 2 行目 [告発 8]
- ・『現代思想』117 頁上段 14 行目～17 行目 [告発 9]
- ・『Journalism』55 頁下段 21 行目～56 頁上段 10 行目 [告発 14]
- ・『奨学金制度の課題』レジメ 3 頁 22 行目～28 行目 [告発 16]

(ii) 告発者の主張が公知のように扱われている。出所不明の情報となっている。(1 か所)

- ・『奨学金が日本を滅ぼす』81 頁 3 行目～11 行目 [告発 3]

同様に以下の理由により、告発者の著作物(匿名記事を含む)からの盗用及び盗用元からの改竄の疑いがあるとした。

(iii) 盗用元の記事から「1 億 400 万円」を「約 1 億 400 万円」に、「債権管理回収業者」を「債権回収専門会社」に改竄して使用している。(5 か所)

- ・『ヒューマンライツ』6 頁下段最終行 [告発 10]
- ・『人間と教育』 [告発 11]

※該当箇所確認できず：告発文書には「約 1 億 400 万円」とあったが、対象の著作物では「1 億 400 万円」となっていた

- ・『貧困研究』40 頁左段 1 行目 [告発 12]
- ・『現代思想』117 頁上段 16 行目 [告発 13]

※「債権回収専門会社」の記述のみ。「約 1 億 400 万円」の記述はない。

- ・『Journalism』56 頁上段 10 行目 [告発 15]

(5) 調査結果

予備調査委員会では本告発に対する被告発者からの意見を聴取するため、被告発者に対して意見書の提出を求めた。被告発者から提出された意見書によれば本告発に含まれる内容は、以下の理由から盗用・改竄など研究不正に該当しないとの意見が示された。

- ・一般的な情報であること。
- ・執筆時に他の情報をもとにしていること。
- ・互いの著作物における主張が異なることから類似性が無いこと。

また匿名記事については、執筆時点においてその存在を知らなかつたため盗用は不可能であるとの意見も示された。

被告発者から執筆時における情報源が合理的な根拠として示されるとともに、情報源に対する調査可能性が確認された。

一方、告発者の告発内容で指摘された点は、上記の被告発者からの意見を踏まえると、不正行為の疑いがあることを確認するには至らなかつた。

- ・規程に基づく手続きを説明する文章であり、創作性がない。[告発 1]
- ・一般に公開されている情報を説明する部分であり、創作性がない。[告発 4~9, 14, 16]
- ・「類似」「きわめて似ている」「酷似」という言葉に終始し、具体性がない。[告発 1, 4~9, 14, 16]
- ・当該指摘箇所が確認できない[告発 11]

また複数回に及ぶ告発では内容の重複や規程に定める不正行為に該当しない告発が散見された。

- ・計算が合わないことに対する不正の疑い[告発 2]
- ・告発者の転記ミスと思われる事実誤認 [告発 11]
- ・研究活動不正と研究費不正の誤認による告発
 - ・盗用・改竄などの不正が見られたことによる研究費不正の疑い(9月 25 日受付の一部)
※この点は、規程に定める不正に該当しないため本件に関する予備調査委員会の確認の対象としない。
- ・告発内容の重複
 - ・『日本の奨学金はこれでいいのか!』における盗用の疑い(9月 29 日受付の一部)
 - ・『ヒューマンライツ』における盗用の疑い(9月 29 日受付の一部)
 - ・『貧困研究』における盗用の疑い(9月 29 日受付の一部)
 - ・『人間と教育』における盗用の疑い(9月 29 日受付の一部)
 - ・『現代思想』における盗用の疑い(9月 29 日受付の一部)
 - ・『Journalism』における盗用の疑い(10月 5 日受付の一部)

※内容重複の部分は、重ねて告発は受理していない。

以上のことから、予備調査委員会は規程第 19 条第 3 項の各号に定める確認事項について、次の内容を確認した。

- ・研究活動に係る不正行為の疑いがあることは確認できなかつた。
- ・告発内容で示された資料には科学的かつ合理的な根拠の論理性がないものが含まれていた。

- ・被告発者の示した資料において科学的かつ合理的な根拠の論理性があることが確認された。
- ・被告発者により示された資料の合理性及び調査可能性が確認された。

4. 結論

予備調査委員会の実施した調査の結果、規程第2条第2項の各号に定める研究活動に係る不正行為の疑いがあることは確認できなかった。

5. 添付資料

資料1.『奨学金が日本を滅ぼす』

資料2.『日本の奨学金はこれでいいのか!』

資料3.『JP総研リサーチ』37号

資料4.『ヒューマンライツ』318巻

資料5.『人間と教育』No.81

資料6.『貧困研究』Vol.12

資料7.『現代思想』41巻

資料8.『Journalism』294号

資料9.『選択』2012年4月号

資料10.講演『奨学金制度の課題』レジメ(シンポジウム「奨学金の今と未来を考える」、

大阪弁護士会主催、2013年10月)、パンフレット

※各資料とも本告発に関係するページのみ添付資料としている。

以上

事例 5

延滞金が発生し、返しても返しても元金が減らない

Eさん（男性・35歳）は大学卒業後に正社員として就職し、3年間は毎月約1万400円の奨学金返済額を順調に返していました。しかし、勤務している会社の経営が悪化してEさんは人員整理の対象となり、失業してしまいました。

次の職を探しましたが、なかなか正規の職に就くことができませんでした。まったく収入がないのも困るので、派遣社員として働き始めました。

派遣社員の収入は月に13万円ほどと安く、生活するのが精一杯で奨学金を返済することができません。年収が300万円以下でしたから、Eさんは、経済困難の場合に返済の猶予が認められる返還期限猶予制度を活用しました。

その後も正規の職は見つからず、Eさんは派遣社員の仕事を続けました。何とか仕事を続いたものの、生活はぎりぎりでした。そのうちに奨学金返還期限猶予の5年（2014年4月以降は10年）が過ぎてしまいました。猶予期限が過ぎてしまえば、いかなる年収であっても奨学金を返さなければいけません。しかし、月に13万円ほどから

家賃を支払って生活するのは大変で、どうしても奨学金の返済をすることができません。Eさんは奨学金返済を構成することを余儀なくされました。

やがて日本学生支援機構の委託を受けた日立キャピタル債権回収株式会社から督促されるようになります。元金約200万円に利息と延滞金がついています。日立キャピタル債権回収株式会社から「月々わずかでも払ってくれませんか」と言われたEさんは、それから月に1万円ずつ支払いました。

1年がたって債務の状況を確認したEさんは驚きました。元金約200万円がまったく減っていないかったです。なぜかというと延滞金発生後の支払いはまず延滞金の支払いに充当され、次いで利息、そして最後に元金という順番になっており、元金がなかなか減らないシステムになっているからです。

延滞金は年率10%（2014年4月以降は年率5%）ですから、たとえば200万円だと年間で20万円上乗せされます。次の年は220万円の10%ですから22万円上乗せされます。

Eさんがこれから月にたとえば平均1万円を30年間続けて払ったとしても、総額360万円はすべて延滞金の返済に消えてしまいます。もともとの元金である200万

74

第3章 奨学金を返せないとブラックリストに

円をはるかに上回るお金を支払ったのに、返済するべき金額は減るどころか大幅に増えることになります。Eさんは今後どうしたらよいか途方にくれています。

76

事例6

心の病になり奨学金返済は無理……親子で自己破産

Eさん（男性・33歳）は就職氷河期と呼ばれた時期の大学卒業で、就職はとても厳しく、正規職として就職することができませんでした。Eさんは月に8万円（有利子）の奨学金を借りていました。アルバイトとして働いていたEさんは、収入が十分ではなかったので、奨学金返還期限猶予を選択しました。

しかし、奨学金の返還期限猶予は5年（2014年4月以降は10年）ですから、あせつて就職活動をしましたが、正規職に就くことはできません。

大学卒業後3年がたってから、「奨学金返済のために」ということで、アルバイトの仕事をもう一つ増やしました。収入が増えたので、そこからは月約1万700円

の奨学金の返済ができるようになりました。

でも、アルバイトのかけもちはハードでした。最近のアルバイトは正規職並みのノルマや責任を課されることはずらしくありません。一つのうち一つの仕事は夜遅くなることも多いため、Eさんは慢性的な睡眠不足となり、心身に大きな負担を感じるようになりました。心療内科に通院することとなり、お医者さんから「現在の状態では働いてはいけません」と働くことを禁じられ、仕事を辞めざるを得ませんでした。

仕事を辞めれば、当然収人はありませんから奨学金を返すことはできません。Eさんは日本学生支援機構に「医者に仕事をしないようにと言われているので、奨学金は返せません」と伝えました。支援機構の職員は「あなた、こうやって話せるんだから働けるでしょ」とEさんの訴えを冷たく退けました。

返還期限猶予の5年間が過ぎてしまったEさんは、追い込まれました。しばらくは本格的に働くことができないことが分かっていたので、弁護士に相談をして自己破産の手続きを行いました。

Eさんの返済していない奨学金約380万円は、連帯保証人の父親に返済義務が発生します。すでに年金生活者になっていたEさんの父親に、380万円ものお金をお金を支

そして、滞納が3ヶ月を過ぎた時点で、選学生の個人情報（延滞情報）が、個人信用情報機関へ登録されます。この場合の個人情報とは、一般的な個人情報に加えて金融機関などからの借り入れ情報や滞納歴など、金融面の記録が記載されたものです。各金融機関が加盟する個人信用情報機関に、選学生の滞納履歴などが提供されます。

奨学金延滞による個人信用情報機関への登録は、「ブラックリスト化」と呼ばれています。ブラックリスト化されるとマイホームなどのローンを組めない、カードをつくれないといった、その後の社会生活にさまざまな悪影響を与える可能性があります。

いつたんブラックリスト化されてしまうと、すべての奨学金の返済を終えても、5年間登録され続けるしくみとなつてゐる極めて厳しい措置だといえます。

さらに、滞納4ヶ月目に入ると日本学生支援機構から、サードサーに回収業務が委託され、引き続き督促を受けることになります。

それでも滞納が続くと、9ヶ月目には裁判所に支払い督促の申し立てが行われます。申し立てがあると、裁判所は債務者（借りている人）に督促通知を送ります。通知を受けた側は2週間以内に異議申し立てをすることができます。異議を申し立てた場合は訴訟に移行します。異議がなければ督促内容が確定して、判決と同様の効力を持ちます。支払い督

促の後も返せなければ、給料の差し押さえなど、法的措置の手続きが取られることになります。

回収強化のなかでよくに問題となっているのが、いわゆる「繰り上げ一括請求」といわれるものです。これは、一定期間返済が滞ると、本来の返済期限が来ていない将来の割賦金（分割して支払うお金）を含め、これを一括して請求するものです。

月々の支払いさえできないのに、将来の分まで請求されれば、ひとたまりもありません。実はこの「繰り上げ一括請求」は、規程では「支払能力があるにもかかわらず、割賦金の返還を著しく怠った」時に行なうとされていますが、実際は明らかに返済能力がない人にもこのような請求がされています。

これについて日本学生支援機構は「連絡もなく、救済も求めない人は、返済能力があると認識せざるを得ない」と説明していますが、とても粗暴な論理と手法です。

これらの回収強化策は極めて厳しい内容です。それに加えて、とても高い延滞金が課せられ、返済額が膨れ上がります。この状況では、返せる余裕のある人が奨学金をわざと返さないということは予想にくいでしよう。

しかし、多くの人々は現在の日本学生支援機構が行なう奨学金の回収がとても厳しくなつ

日本学生支援機構の会計資料によれば2010年度の利息収入は232億円、延滞金収入は37億円、2014年度の利息収入は378億円、延滞金収入は41億円と増加傾向にあります。

86

利息と延滞金で年間419億円（2014年度）もの収入です。そして日本学生支援機構の損益計算書を見ると、これらのお金の行き先は「経常収益」つまり「儲け」となっています。これでは、延滞金をいくら回収しても、次に借りる学生の奨学金の「原資」にはならないのです。

よく考えれば、延滞金に固執すればするほど、元金の回収は遅れます。回収金は、まずは延滞金と利息に充当するという方針を実行しているからです。もし、これから的学生が借りる奨学金の原資を何よりも優先して確保したいのであれば、元金から回収すべきです。

それを行わないのは、延滞金と利息による「利益」こそが、回収強化の狙いになっているように見えます。年間419億円の延滞金と利息収入のうち、利息の大半は財政融資資金という政府から借りたお金の利払いに充てられます。もう一つのお金の行き先が、資金を貸し出している銀行とサービスです。

銀行からの借入金に対し多額の利払いが行われ、またサービスにもお金が行っています。

す。たとえば2012年度の債権回収業務を担当した日立キャピタル債権回収株式会社は21億9545万3081円を回収し、1億7826万円を手数料として受け取っています。

以上のことから、奨学金が銀行やサービスに利益をもたらす「金融事業」となっていることが分かります。厳しい取り立てが、これから利用する学生のためではなく、民間企業が利益を上げるためにあるならば、その問題は大きいといわざるを得ません。

「返せない」人に返済を強制する奨学金制度

(1)十分には知られていない返還猶予制度

もう一つの問題があります。それは奨学金を「返せない」人にまで返済することを強制するという問題です。

返済能力がある人に奨学金を返すことを求めることには合理性がありますが、「返せない」人にまで返済を求ることは、さもざまな問題を生み出します。無理な返済を要求すれば、ほかの借金を重ねて多重債務となってしまったり、犯罪を引き起こしたりすることにもなりかねないからです。

第3章 奨学金を返せないとブラックリストに

87

参考文献

260

- 井手英策・佐藤優・前原誠司『分断社会ニンボン』朝日新書 2016年
伊藤周平『消費税が社会保障を破壊する』角川新書 2016年
宇都宮健児・大内裕和『受益者負担の論理』を超えるために』(『現代思想』vol.42-14) 青土社 2014年
大内裕和『日本の奨学金問題』(『教育社会学研究』第96集) 日本教育社会学会 2015年
大内裕和『大学進学の現状と未来—学費と奨学金から考える』(『公教育計画研究』第7号) 公教育計画学会
2016年
大内裕和『アラクバイトに騙されるな!』集英社クリエイティブ 2016年
大内裕和・今野晴貴『アラクバイト』堀之内出版 2015年
大内裕和・竹信二恵子『全身○活』時代 青土社 2014年
大岡頼光『教育を家族だけ任せない』勁草書房 2014年
岡村稔『奨学金はどう行く』(『現代思想』vol.40-5) 青土社 2012年
岡村稔『行政改革』が葬り去つた『奨学金制度』(『POSE』vol.32) 堀之内出版 2016年
樹本健『アメリカの負債問題から見る新自由主義の構造的矛盾と対抗運動』(三宅芳夫・鶴池恵介編『近代
世界システムと新自由主義グローバリズム』) 作品社 2014年
後藤道夫『ワーキングアーティスト』花伝社 2011年
小林雅之『教育機会均等への挑戦』東信堂 2012年
小林雅之・濱中義隆・劉文君『大学進学と学費負担構造に関する研究』(日本高等教育学会第16回大会参考
資料) 2013年

- 佐藤滋『選別主義を強化する? 給付型奨学金をめぐる議論の陥穀』(『POSE』vol.32) 堀之内出版
2016年
渋谷望『支援による擇取』(『POSE』vol.32) 堀之内出版 2016年
奨学金問題対策全国会議編『日本の奨学金はこれでいいのか!』あけび書房 2013年
中西新太郎・斎藤明子編著『キーワードで読む現代日本社会 第2版』旬報社 2013年
中村淳彦『女子大生風俗嬢』朝日新書 2015年
濱口桂一郎『日本型雇用と日本型大学の至み』(『POSE』vol.32) 堀之内出版 2016年
藤田孝典『下流老人—一億総老後崩壊の衝撃』朝日新書 2015年
藤田孝典『貧困世代—社会の監獄に閉じ込められた若者たち』講談社現代新書 2016年
矢野真和『大学の条件』東京大学出版会 2015年
渡辺寛人『教育費負担の困難とファイナンシャルプランナー』(『POSE』vol.32) 堀之内出版 201
6年

- David Graeber, *Debt-Updated and Expanded: The First 5,000 Years*, Melville House, 2011
OED編著『図表でみる教育(2012年版)』明石書店
OED編著『図表でみる教育(2013年版)』明石書店
OED編著『図表でみる教育(2014年版)』明石書店
OED編著『図表でみる教育(2015年版)』明石書店

参考文献
261

大内裕和 おうち・ひろかず

1967年神奈川県生まれ。東京大学大学院教育学研究科博士課程をへて、現在は中京大学国際教養学部教授。専門は教育学・教育社会学。「奨学生問題対策全国会議」共同代表。2013年に「学生であることと名づけることを尊重しないアルバイト」のことを「ブラックバイト」と名づけて、社会問題として提起する。主な著書に『ブラックバイトに騙されるな！』、共著に『ブラック化する教育』『「全身○活」時代』など。

朝日新書
604
じょめいしょくめいにほんはくはく
奨学生が日本を滅ぼす

2017年2月28日第1刷発行

大内裕和

友澤和子
アンスガーフォルマー 田嶋佳子
凸版印刷株式会社
朝日新聞出版
〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2
電話 03-5541-8832(編集)
03-5540-7733(販売)

©2017 Ouchi Hirokazu
Published in Japan by Asahi Shimbun Publications Inc.
ISBN 978-4-02-273704-5
定価はカバーに表示しております。

落丁・乱丁の場合は弊社業務部電話03-5540-7800へご連絡ください。
送料弊社負担にてお取り替えいたします。

もくじ

はじめに

伊東達也

第1章 ● 総論 大内裕和

教育における格差と貧困

—「貧困ビジネス化」した奨学生問題から考える

奨学生問題に關心をもつようになつたきっかけ	12
日本の奨学生制度の変化	16
「ローン」としての貸与型奨学生の急増	21
奨学生滞納者の急増と回収問題	23
どうでもなく高くなつた大学の学費	26
どうして学費が払えなくなつたのか	34
日本型雇用の解体がもたらしたもの	32
無理してまで大学に行くワケ	38
高卒就職の激減と非正規労働の急増	41

なぜ、奨学生を返せないのか	45
奨学生という名のローンがもたらす問題点	49
奨学生問題改革のための提案	54

第2章 ● ルボ・奨学生地獄 三宅勝久

若者の借金奴隸化をたくらむ

—「日本学生支援機構」

—延滞金を膨らませて骨までしゃぶる「奨学生」商法

あらたな「債鬼」が登場か	62
延滞金にこだわる支援機構	65
無視された在学猶予制度	71
時効債権でも平気で取り立て	77
80歳まで払つても終わらない「返済計画」	80
延滞金とはなにか	86
一括繰上げ請求の恐怖	92
難病で貧困でも容赦なし	97
回収金の充当順位を逆転せよ	102

「奨学生被害」の実態と救済への道

—制度上の諸問題、救済制度活用、そして改革への提言

■ 「奨学生被害」の実態とその背景

深刻化する奨学生問題 106

学費の高騰と家計の収入の減少—奨学生に頼らざるを得ない現状 108

貸与に頼り切った制度設計と利用者負担の増大 109

不安定・低賃金労働の拡大 110

極めて不充分な救済制度 111

現状に逆行する回収強化策 113

親や親戚を保証人にするこの問題 114

奨学生制度は「貧困ビジネス」か 115

構造的に生み出されている「奨学生被害」 116

■ 相談・救済活動の現場から

ケース1—制度内救済手段の活用 117

ケース2—消滅時效の援用 118

ケース3—自己破産の活用 130

■ 私たちの提言

—真に学びと成長を支える学費と奨学生制度の実現のために 137

返還困難な人の実情に合った救済制度の充実 137

時効にかかるたった奨学生を請求しないこと 140

個人保証の禁止 140

利息と延滞金の廃止 141

給付型奨学生の導入と拡充 142

中等教育・高等教育の無償化に向けた具体的な施策の実行 143

■ 困つたら、一人で悩まず、相談を!

日本の未来を奪う「学生ローン＝奨学生」

今的学生が置かれている状況 146

奨学生問題の社会的な背景 151

奨学生への学生の認識 155

学問に私費がかかりすぎる日本	160
給付型の奨学生の充実を	167
延滞金撲滅運動を	170
「助けて」と言い合える関係を	
もつと怒つていのでは	173
「学生よ、助けられよう!」	181
	174

資料篇

奨学生問題対策全国会議規約・入会申込書	186
相談窓口一覧	190

あとがき

岩重佳治

第1章 ● 総論

教育における格差と貧困 —「貧困ビジネス化」した奨学生問題から考える

奨学生問題対策全国会議共同代表・中京大学教授 大内裕和

は約33万4000人で、期限を過ぎた未返還は過去最高の約925億円に上っています。また、滞納せずに支払っている場合でも、その重い負担は大学卒業後の結婚・出産・子育てを困難に陥れていることがあります。

これだけ奨学金返還が重くなっている一方で、回収やペナルティの強化が進んでいます。

日本学生支援機構は2010年8月に「債権管理部」を設置し、回収を強化しています。延滞が3か月に達すると、延滞者の情報を個人信用情報機関（全国銀行個人信用情報センター）に登録します。一度登録されると、延滞が解消してからも5年間は登録されたままとなります。登録された期間はローンやキャッシング、クレジットカードの審査には通らない可能性が高くなります。

延滞が4か月に達すると、延滞債権の回収を債権回収専門会社（サービサー）に委託します。「回収の委託を受けました。滞納が解消するまでお相手をさせていただきます」という内容の文書がサービサーから届きます。そして延滞が9か月になると自動的に法的措置となり、日本学生支援機構は、地元の簡易裁判所などに、支払い督促の申し立てをし、裁判所は当事者に「支払い督促」を発行します。裁判所から支払督促を申し立てられる奨学金滞納者は2004年にはわずか200件でしたが、2011年には1万件にも増えています。²

原資の確保を優先するのであれば、元本の回収がより重要なはずです。ところが日本学生支援機構は2004年以降、回収金はまず延滞金と利息に充当する方針を続けています。

010年度の利息收入は232億円、延滞金收入は37億円に達します。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のことに行っています。

この金の行き先の一つが銀行で、もう一つが債権回収専門会社です。2010年度期末で民間銀行からの貸付残高はだいたい1兆円で、年間の利払いは23億円です。サービサーは同年度、約5万5000件を日立キャピタル債権回収など2社に委託し、16億700万円を回収しています。そのうち1億400万円が手数料として払われています。

奨学金が、銀行や債権回収会社に利益をもたらす「金融事業」となっていることがわかります。一度、奨学金を延滞してしまうと、そこからの支払いは延滞金→利息→元本の順となります。延滞金が10%ですから、元本の10%以上のお金を支払わなければなりません。このために元本がなかなか減らず、奨学金返還が長期化する人が増えています。

日本弁護士連合会が行った「奨学金ホットライン」では、58歳で返還が終わらずに困っている事例が報告されています。また70代の祖父母が自分の年金で、孫の奨学金を返還しているという事例もあります。

奨学金は、銀行や債権回収会社に利益をもたらす「金融事業」であるとともに、返還する本人および家族の人生を追い込む「貧困ビジネス」になってしまっていると言えるでしょう。

機関のような貸与型は公的機関のものであっても学生ローン (student loan) と表現されます。学生支援機構がやっている「奨学金」は本来の意味での奨学金ではなく、学生ローンの一種なので、筆者は「奨学金」とカギをつけることにします。

ちょうどA子さんの事件が起きたと同じ2010年のことですが、今駒美弁護士のところにKさんという男性から相談が寄せられました。旧日本育英会、現在は日本学生支援機構という独立行政法人が貸与したお金——つまり「奨学金」についての相談です。筆者は今弁護士を通じてKさんを紹介していただき、話を聞かせてもらいました。

Kさんは日本学生支援機構から支払督促を起こされました。支払督促とは、裁判所を通じて借金を取り立てる制度です。債権者など金銭を回収したい人が裁判所に申し立てます。申し立てがあると、裁判所は債務者に督促通知を送ります。通知を受けた側は2週間以内に異議申し立てをすることができます。異議を申し立てた場合は訴訟に移行します。異議がなければ督促内容が確定して、判決と同様の効力を持ります。そういう法的な手続きです。

Kさんが受けた支払督促には、請求額として次のように記されていました。

1	155万8069円(元金)
2	133万402円

内訳

- ① 28万6462円(利息)
- ② 105万2940円(確定損害金)

1と2をあわせて約290万円を一括で払えという内容です。Kさんはとまどいました。まさかこういう形で請求されるとは思わなかつたからです。請求金額にも疑問がありました。1の元金約156万円と2-①の利息28万円を合わせた約184万円については異論はありません。しかし2-②の「確定損害金」105万円は納得することができませんでした。

確定損害金とはいわゆる延滞金のことです。日本育英会時代からの規定で、支払いを滞った場合は年利10%^{*1}の延滞金を取るというのがあります。105万円とは、この延滞金規定を根拠に算出された金額でした。これに納得できないというのは、以下のような経緯があつたからです。

1992年、Kさんは京都府内の私立大学を卒業し、出身地の鉄道に戻つて中学校の先生になりました。学生時代の4年間、日本育英会から月額4万5000円の「奨学金」を借りました。4年間で216万円です。第一種という年間利息が3%のものでした。卒業後しばらくは順調に返済していたのですが、50万円ほど返したところで問題が起きてしまいます。家業の資金繰りが苦しくなり、そのためにKさんが借金をしなければならなくなつたのです。そしてそ

…財源確保については政府において対応されるものであるが、機構においては、例えば、返還者が延滞の際に課せられる延滞金を回収のための特別の経費として充てることや、同じように返還金の一部を回収のための経費として充てるといった方策も含めて、回収のための財源の確保について、関係機関との協議を進め、実現を図ることが望まれる)

延滞金を回収費用に充てる。早い話がそう言っているわけです。回収現場でなぜかたくなに延滞金にこだわるのか、その理由が透けて見えるように思います。

日本学生支援機構の会計資料によれば、2010年度の利息收入は232億円、2011年度275億円、2012年度318億円。延滞金收入は2010年度37億円、2011年度が41億円、2012年度43億円と増加傾向にあります。

利息・延滞金で年間360億円(12年度)もの収入です。そして、日本学生支援機構の説明によれば、これらのお金の行き先は「経常収益」つまり「儲け」に計上されています。特に延滞金のほとんどは「雑収入」です。つまり、延滞金の回収にいくら勧んだところで「原資」とは何の関係もないのです。

むしろ、延滞金に固執すれば原資の回収は遅れます。回収金はまず延滞金と利息に充当するという方針を実行しているからです。もし、本当に原資を回収して不良債権を減らしたいといつては、元本から回収すべきです。それをしないのは、「利益」こそが回収強化の真の狙

いだからではないでしょうか。なお、2012年度の総利益は39億円、純資産は前年度29億円増の561億円です。

360億円にのぼる延滞金と利息收入。利息の大半は財政融資資金という政府から借りた金の利払いに充てられます。「日本学生支援機構債」などを発行して債券市場から集めた資金が財源です。もうひとつこの金の行き先が、銀行と債権管理回収業者(サービサー)です。2010年度期末で民間銀行からの借入残高は約1兆円で、年間の利払いは23億円にもなります。2011年度は18億円、2012年度は16億円。2013年8月現在の銀行借り入れ残高は4580億円です。また、サービサーへの委託状況は次のとおりです。

2010年度はエム・ユー・フロンティア債権回収会社と日立キャピタル債権回収会社が延滞債権回収業務を受託。エム社が8938万円(回収額=14億3533万296円)、日立が1億5240万円(同13億6037万8452円)を売り上げています。2012年度の実績は、エム社の売り上げ1億3471万円(同20億3927万9475円)、日立が1億7826万円(同21億9545万3081円)です。

銀行やサービサーのみならず、訴訟を担当する弁護士に至っても大きなビジネスチャンスです。支援機構の顧問弁護士・弁護士法人は10人(法人)足らず。すべて随意契約です。この人數で、年間1万件の支払督促のうち、職員が代理人をしているものを除くすべてを処理しています。関東一円の取り立てを一手に引き受けている熊谷綜合法律事務所は、月の賃料が200

論はありませんが、もつとほかにやり方はなかつたのかと戸惑いを隠せません。

「黙つていたら315万円を払わされていたと思うと怒りを覚えます。弁護士に相談したらどうか、と言つてくれる人がいたので法テラスに行つたんです。運が良かつたです。でも、法律を知つている人は得をして、知らない人が損をするといつのはおかしいんじゃないでしょうか」（Cさん）

武富士などサラ金会社も、かつては時効を迎えた債権を執拗に取り立てて社会問題になりました。Cさんの例をみると、払わなくていいお金まで払つている人が他にもたくさんいるのではないかと思えてきます。

80歳まで払つても終わらない「返済計画」

「借りたものは返せ」とはサラ金など借金取りが使つ決まり文句です。ところが、実は「借りたまま返すな」というのが本音であることは、サラ金会社で働いた経験のある人なら誰でも知つていることです。たくさん借りさせて、元金を返済させないまま利息だけを延々と払わせるのが一番儲かるのです。

日本学生支援機構の「奨学金」もこのサラ金商法に通じるものがあるのではないか。取材を

進めるうちにそんな疑いを持つようになりました。

次に紹介するBさんは、経済苦に陥つたため、電話で交渉して毎月の支払額を減額してもらいました。そしてその金額を払つていたところ、実は元金が1円も減つていなかつたという例です。減るどころではありません。年利10%の滞納金がついて刻々と負債が増えていました。払つても払つても元金が減らないといつのはサラ金やヤミ金被害と同じです。

Bさんは都内の私立大学を卒業後、教官の勧めで大学院の博士課程に進学しました。社会政策論の研究者を志したのです。大学院に在籍したのは1992年から1995年の3年間。その間の学費を日本育英会から借りました。第一種という無利息のものです。月額10万600円、36か月で合計381万600円です。当時、研究職につければ返済を免除する制度がありました。

「これで研究職につけるだろ。返済も免除されるはずだ」

博士課程に合格したとき、Bさんはそう楽観していたのです。

大学院でBさんは、沖縄のフィールドワークなど好きな研究に没頭していました。しかし、あてにしていた大学教員職はいつの間にか狹き門になつてきました。大学院生が増え、教員職の競争率が比べ物にならないほど高くなつたのです。准教授1人の枠に100人が応募するといつた有様でした。論文や翻訳書を発表して実績はあつたのですが、教員ポストを得ることが

できません。

「よほど優秀か、コネでもないと難しいのかもしれません」

時代の変化を痛感しました。仕方なく非常勤講師をやりながら大学教員の職探しを続けます。大学教員になれなかつたことで、「奨学生」の返済を迫られます。年19万円ずつの分割払いでした。しかし、とても払うゆとりがありません。非常勤講師の仕事も奪い合うような状況です。Bさんはからうじて3〜4コマの授業を得ることができました。条件は劣悪です。90分授業が週4回の1コマで、単価はよくて月3万円、安い大学だと2万円以下です。Bさんは丁寧に授業をしたので、準備に4〜5時間を要しました。研究室がないので自宅や図書館でやるしかありません。文献や資料にかかった費用もすべて持ち出します。通勤に片道2時間以上かかる職場もありましたが、手当では出ませんでした。大量のテストの答案用紙を「自宅で保管しろ」といつてくる大学もありました。しかも1年契約。いつ雇い止めになるかもしれないという不安がつきものでした。

非常勤講師ではせいぜい月10万円を稼ぐのがやつです。専門学校の短期講師のアルバイトをやってようやく年収150万円あるかないかといつたところでした。年収70万円〜80万円といつた年もありました。

「奨学生」が滞納になつて延滞金がかさむことをBさんは恐れました。そこで5年間の支払い猶予手続きをしました。その間に常勤の大学教員職を見つけようと思ったのです。博士課程を

終えて3年目くらいのときですが、ある公立短大の准教授の口があつて採用試験を受けました。

しかし、最終面接で落とされました。5年の猶予期間はまたたく間に過ぎてしまいました。

研究者になる夢は遠のくばかりです。Bさんは精神的に追い詰められ、精神不安定になつて心療内科に通うようになりました。

猶予明けの返済計画は、毎年19万円ずつ、2007年から2026年まで20回の分割で払うといつものでした。1回目の19万円は何とか払いました。しかし、以後は払えません。猶予ももう使えません。やむをえず滞納したまま数年がたつしました。

2011年のこと、請求が頻繁になつたため、Bさんはなけなしの金と親から借りた金で、2度にわたつて計21万円を払いました。大金でした。借金が減つた—そう思つていたBさんですが、実はこの21万円のうち元本返済に充てられたのはわずか10万円だったと後に知り、がつかりします。残りの11万円は延滞金(年5%)として取られていたのです。

やがて、日本学生支援機構の委託を受けた日立キャピタル債権回収株式会社から督促されるようになります。元金85万円に利息・延滞金。Bさんは同社に事情を説明しました。

「収入が少ないので相談に乗つてほしい」

「月々わずかでも払つてもらえませんか」

Bさんによれば、電話口の社員はそう言いました。

「月々5000円くらいなら払えます」

Bさんは答えました。

「それで結構です」

日立側も同意しました。合意が成立したと思ったBさんは、2012年3月から毎月500円を払いはじめました。少しずつでも払つていけばいつかは返済できる。そう信じてのことです。

こうして7か月がすぎました。2012年9月、債務の状況を確認しておこうと、Bさんは支援機関に問い合わせてみました。届いた明細を見て愕然としました。

請求金額 88万1000円(2012年10月28日現在)

内訳 回数(滞納分)2~6回分(計5回)

返還期日到来元金 85万円(年賦19万円×5回)

延滞金(5%) 3万100円

元本85万円——つまり元金はせんぜん減つていなかつたのです。さらに、延滞金3万100円にも驚愕しました。7か月かかって3万5000円を払つたものの、またあらたな延滞金です。元本を返し終えない限り、年5%の延滞金がつき続けるのだと知りました。

この条件で仮にBさんが毎月5000円を払い続けたとすればどういうことになるのか。筆者

者は試算をしてみました。

月5000円の支払いは年間にすると6万円です。要返還の元本額は、毎年19万円ずつ増えています。その未払い残元金に年5%の延滞金がつきます。85万円なら4万2500円。翌年は19万円増えて未払い元金が104万円となり、延滞金は5万2000円です。次の年も同様であれば未払い元金は123万円で、延滞金6万1500円です。実際には年6万円を払えば、最初のうちは少しずつ元金を返すことになります。しかし、元本が減るのはせいぜい6万円弱で、5年目になると年間の延滞金が支払額の6万円を超えてしまい、以後、元金はまつたく減らなくなってしまいます。もちろん、延滞金は果てしなく増えていくのです。

もし80歳まで50年間欠かさず毎月5000円を払つたとしても、総額340万円に及ぶ支払いのほとんどが延滞金に消費してしまいます。そしてなお、残元金と延滞金合わせて800万円の借金が残る計算です。Bさんが亡くなつて相続放棄できない事情があれば、遺族がこの負債を抱えることになります。

「まるでサラ金ですね」

カラクリに気がついたBさんは驚いてつぶやきました。まさにそのとおりです。

Bさんはその後、機構側と話し合いをしました。しかし、「毎月3万2000円以上払つてほしい。そうしなければ元本が減らない」などと当然のように言つだけでした。払えないから相談しているのに、結論は「払え」しかないのです。延滞金を含めて1円たりとも負けないと

いう強硬な姿勢に変わりはありません。

年々増える延滞金以上の金額を払わなければ元本は減らない。元本が減らなければ延滞金は増えるばかり。もはや破産するしかないのか、とBさんは途方に暮れています。

2013年8月27日の新聞報道によれば、文部科学省は、

- ① 無利子枠（第一種）を5万6000人分増やす
- ② 返済困難な場合の返済猶予期間を5年から10年に延長する
- ③ 10%の延滞金を5%に減額する

という方針を決めたと言います。^{*}しかし、無利子で延滞金5%という条件であつたとしても、延滞金を完全に停止したり免除しない限り、払えなくなつた人がアリ地獄のような苦境に陥ることに変わりはありません。「無利息・延滞金5%」のBさんの例をみれば明らかです。

延滞金とはなにか

サラ金の最大の危険性は高金利にありますが、日本学生支援機構の場合、これに相当する危険因子が「延滞金」です。これまで紹介してきた例も、延滞金を無視すれば建設的に解決できる

ケースばかりです。

日本学生支援機構のホームページには延滞金について次のように書かれています。^{*}

● 延滞金について

約束の返還期日までに返還されないと、次のように延滞金が課されます。

・ 第一種奨学金（無利息）

約束の返還期日を6か月過ぎると、延滞している割賦金の額に対し、5%の延滞金が課されます。なお、平成17年4月以降に奨学生として採用された人は、延滞している割賦金の額に対し、年（365日）あたり10%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課されます。

・ 第二種奨学金（利息付）

約束の返還期日を過ぎると、延滞している割賦金（利息を除く）の額に対し、年（365日）あたり10%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課されます。

延滞金とは民法で定めた一種の損害賠償金です。じくに定めがない場合は年5%ですが、契約で定めたときはそれ以上請求することができます。日本学生支援機構は、「10%」の延滞金を

す予定でした。

ところが支払いが滞り、返済開始から1年も経たない2011年9月1日に一括請求されます。未払い元金はこの時点で19万円。元金だけをみれば9か月分の滞納です。その状況で、月末の27日までに500万円以上の金を一括で払え、という内容です。上子さんは払うことができません。払えないのを見越したかのように、すぐに日本学生支援機構は裁判所に支払督促を起こします。元金478万円に利息7万2414円、延滞金8256円、手続き費用1万7200円。さらに一括請求の支払期限である2011年9月末からから完済まで元本に対する年10%の延滞金——総額530万円以上を、耳をそろえて返せ。そう訴えたのです。

上子さんがなぜ払えないのか、訴訟のなかで事情が明らかにされています。
（2010年に難病のバゼドー病を発症して思うように働けなくなり、出勤制限をしなければならなくなりました。払えなくなつたのは収入が減つたからです。2011年に手術をしました。しかし経過がよくなく、通院を余儀なくされています）

上子さんはそう述べています。困難状況にあることは日本学生支援機構も十分に把握していました。というのも、オリファサービス債権回収株式会社（オリエントコーポレーション子会社）という債権回収会社の調査員が、探偵さながらに上子さんの身辺を調べていたからです。その報告書には「築30年ほどの木造アパート」「電気ガスメータ作動」「郵便受けあるが内部わからぬ」「午前中在宅。帰宅は深夜」「飲食店でアルバイト」「生活ぶりは低級で余裕は感じられない」などと記載されています。

かつた」という上子さんの生活ぶりが生々しく書かれています。

「生活ぶりは低級」と知つていながら、しかし、日本学生支援機構はほとんど歩み寄る姿勢をみせていません。上さんと同様、妥協なしの和解を成立させています。

元本478万円に利息7万円あまりは訴状のとおり。加えて延滞金として約46万円を加えた総額533万円を、月々1万500円から2万300円の、計234回の分割で払え。滞納3万円で期限の利益を喪失する。

延滞金・利息・手数料だけで54万円です。順調に払えたとしても元本が減りはじめるのは2年4か月先です。その間にもし何かがあつて3万円を滞納すると、たちまち元金478万円の一括請求。払えないとい10%の延滞金がつけられる。年4万800円ずつ借金が増えていくのです。いつたいどうやつて返せというのでしょうか。まさかサラ金で借りても返せと言いたいのでしょうか。

上さんも上子さんも、和解というより、不利な内容を強引に呑まされただけにしか見えません。同様の繰上げ一括請求事件は他にも多数起こされている模様です。

さて、一括繰上げ請求の根拠たる日本学生支援機構法施行令「5条4項」をめぐる疑問です。あらためて条文の本文を確かめてみました。

【日本学生支援機構法施行令第5条】

4 学資金の貸与を受けた者が、支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠つたと認められるときは、前3項の規定にかかるず、その者は、機構の請求に基づき、その指定する日までに返還未済額の全部を返還しなければならない。(傍点筆者)

筆者が気になったのは「支払能力があるにもかかわらず」という一節です。日本学生支援機構の訴状にも、ホームページの説明にも「支払能力」の文字はありませんでした。5条4項の条文を正確に引用していたわけではなかったのです。

一括繰上げ請求は一括で払うだけの「支払能力」があることを前提にしている——施行令を自然に読めばそうとしか理解できません。経済苦が明らかな人になぜ5条4項を適用したのか。

強い疑問を覚えた筆者は日本学生支援機構広報室に尋ねました。
「施行令5条4項を適用して一括繰上げ請求する際、債務者の支払能力を調べたのでしょうか」

質問から10日後の2013年9月2日、次の答えが返ってきました。

「(一括繰上げ請求をする際、債務者の支払能力について)審査はしておりません」

支払能力の審査をせずに一括請求をしている事実を支援機構は認めました。その理由についてはこう述べています。

「機構の奨学生の返還は、毎月、口座振替で返還することとなっています。口座振替ができない場合、振替不能通知を発送するとともに、電話による連絡をし、振替不能であつたことを連絡するとともに、病気・失業など返還できない事情があれば、返還猶予についての案内をしています。この方法は振替不能の3回まで行い、この間に、通知及び督促架電の実施、連帯保証人、保証人への通知または架電を行います。延滞が進み、4か月以上8か月末満の間は、債権回収会社(サービサー)に回収委託を行います。

なお、回収委託中であつても、病気・失業など返還できない事情があれば、返還期限猶予の案内をしています。

こうした再三の督促・連絡を行つても返還や猶予の手続き等がない延滞9か月以上の者に対して、繰上げ一括請求を行つております。

返還が困難な状況であれば、機構に返還期限猶予の申請等など連絡があると考えられ、連絡もなく延滞状態を継続しているものは、機構としては支払能力があるものと認識せざるを得ず、次の世代の奨学生の原資を確保する観点から、厳しい対応をせざるを得ません。

なお、繰上げ一括請求後においても、返還が困難な事由があれば、返還期限猶予等の案内をしております。

「支払能力」を有しているというのが一括繰上げ請求の前提条件であることを、支援機構は認めています。そのうえで、督促をしても連絡がない場合は支払能力があるものと認識する——

三宅勝久 (みやけ かつひさ)

ジャーナリスト

1965年岡山県生まれ。フリーカメラマンとして中南米・アフリカの紛争地などを取材、山陽新聞記者を経て2002年からフリージャーナリスト。「債権回収屋 G—野坂しの臥龍日記」で第12回「週刊金曜日」賞優秀賞受賞。2003年、同誌に連載した武富士批判記事をめぐつて同社から1億1000万円の賠償を求める訴訟を起こされ、最高裁で勝訴確定。不当訴訟に対する損害賠償を同社と創業者の武井保雄氏から勝ち取る。著書に、「サラ金・ヤミ金大爆発—亡国の高利貸」「懲めらる自衛官—自殺者急増の内幕」「自衛隊員が死んでいく—"自殺事故"多発地帯からの報告」(いずれも花伝社)、「武富士追及—言論弾圧裁判1000日の闘い」(リム出版社)、「自衛隊という密室—いじめと暴力、腐敗の現場から」(高文研)、「債鬼は眠らず—サラ金崩壊時代の収奪産業レポート」(同時代社)、「日本を滅ぼす電力腐敗」(新人物文庫)など。近刊に「自衛隊員が泣いている—壊れゆく"兵士"の命と心」(花伝社)など。

大内裕和 (おおうち ひろかず)

1967年生まれ。

現在、中京大学国際教養学部教授（教育学・教育社会学専攻）。関心領域は「貧困と教育」、「社会階層と教育」、「教育の新自由主義」など。新自由主義グローバリズムによる若年層の貧困化や中間層の解体現象に最近は強い関心をもつ。北海道・札幌の教員との会話と講義で教える学生の実態から奨学金問題の重要性に気がつく。

奨学金問題対策全国会議共同代表。

著書に、「教育基本法改正論批判」(白澤社)、「愛国心と教育」(日本図書センター)、「民主党は日本の教育をどう変える」(岩波ブックレット)など。

藤島和也 (ふじしま かずや)

1985年北海道生まれ。高校を卒業後、私立北星学園大学に進学し奨学金とアルバイトで大学に通う。その後、学費捻出のために2年間の休学を経て、私立北海学園大学の夜間部へ編入。大学卒業後は奨学金を研究テーマに北海道大学の大学院へ進学。現在は2013年度後期の学費を捻り出できないため、退学を視野に含め休学し、求職活動中。奨学金の負債総額は1000万円を超える。

現在、北海道大学院生（修士2年）、北海道学費と奨学金を考える会「インクル」代表。

ブログ：「奨学金返済難民のための基礎知識」
<http://digital-unihatenablog.com>

日本の奨学金はこれでいいのか！

2013年10月25日 第1刷発行

2014年5月31日 第2刷

編 著 —— 奨学金問題対策全国会議

著 者 —— 伊東達也、岩重佳治、大内裕和
藤島和也、三宅勝久

発行者 —— 久保 則之

発行所 —— あけび書房株式会社

102-0073 東京都千代田区九段北1-9-5

☎ 03-3234-2571 Fax 03-3234-2609

akebi@s.email.ne.jp <http://www.akebi.co.jp>

組版／アテネ社 印刷・製本／藤原印刷

ISBN978-4-87154-117-6 C3036

37
MAR.2017No.
5**特集●奨学金**

→格差問題、奨学金のローン化、その問題点 編集部

奨学金制度の拡充に向けて

→若者が安心して学び働き続けられる社会の実現を 松田 陽作

奨学金制度の問題点とその改善へ向けて

大内 裕和

給付型奨学金の今と未来 渡辺 由美子**日本郵政グループのブランド・コミュニケーションの課題**

→若年層のメディア接触行動から 中野 香織

欧州における郵便事業と労働組合の強化に向けて

→ディミトリス・テオドラキス

JP総研:新たな研究会の立ち上げ**郵政事業の未来構想研究会**

→創業150年を見据えた事業の再構築

第3回JP労組組合員総合意識調査分析途中結果をみる

Photo/「切手の博物館」開館20周年を記念して2016年5月が開催された「まことちゃんガスト」(東京・豊島区)

CONTENTS

特集●奨学金

- 2 格差問題、奨学金のローン化、その問題点
編集部
- 4 奨学金制度の拡充に向けて
～若者が安心して学び働き続けられる社会の実現を～
連合 総合政策局社会政策局 部長 松田 陽作
- 12 奨学金制度の問題点とその改善へ向けて
中京大学 国際教養学部 教授 大内 裕和
- 20 給付型奨学金の今と未来
特定非営利活動法人キッズドア 理事長 渡辺 由美子
- 28 日本郵政グループのブランド・コミュニケーションの課題
—若年層のメディア接触行動から—
駒澤大学経営学部 市場戦略学科 准教授 中野 香織
- 36 欧州における郵便事業と労働組合の強化に向けて
UNI 欧州郵便・ロジスティクス部会 担当部長 ディミトリス・テオドラキス
- 46 JP 総研:新たな研究会の立ち上げ
郵政事業の未来構想研究会
—創業 150 年を見据えた事業の再構築—
- 48 第3回 JP 労組組合員総合意識調査分析途中結果をみる
- 62 コラム 稲荷町歳時記(10) JP 総合研究所 所長 長塚 義治
- 63 データ・ダイジェスト
- 64 編集後記

少と奨学金利用率の上昇の時期が、びつたりと重なっている。

奨学生利用率が全大学生の約2割から5割以上へと増加したこととは、量的な変化にとどまらず、質的な変化を意味している。かつて大学に通っていた世代は奨学生と聞くと、経済的に厳しい家庭の出身者のみが利用するものというイメージを持つている人が多い。

1970年代から国立大学の授業料が急激に上昇し、私立大学の授業料も高騰した。それにもかかわらず、終身雇用と年功序列型賃金を特徴とする日本型雇用が維持されていた。1990年代半ばまでは、大学進学者の家庭の多くは子どもの学費を支払うことが可能であり、奨学生受給者は全学生のなかでは少數派であった。しかし、バブル経済崩壊後の経済状況の悪化、新自由主義的クローバリゼーションの進行は日本型雇用を解体し、非正規雇用の増加と正規雇用労働者の待遇悪化という事態をもたらした。全世帯の平均所得は、1996年の661万円から2012年には548万2,000円に減少している（厚生省「国民生活基礎調査」）。「子どもが成長する頃には賃金が上がる」年功序列型賃金制度の解体によって、奨学生を借りることには、子どもを大学に通わせることが困難な家庭が増えた。全大学生（学部生・専門部）のなかで奨学生を利用している者の割合は、1996年の21.2%から2012年には52.5%に急上昇している。世帯の平均所得の減

大内 格和

中京大学 国際教養学部 教授

月に出された「きぼう21プラン」であった。ここで有利子貸与奨学生の採用基準が緩和されるとともに、貸与人數の大大幅な拡大が図られた。財政投融资から日本育英会への支出は1998年の498億円から1999年の1262億円へと1年間で約2.5倍に增加了。

そして、2004年に日本育英会は廃止

しかし、現在の奨学生は、経済的に厳しい状況に置かれた少數派の学生に限られた問題ではなく、大学生の多數派に関わる問題となった。現在では、奨学生を利用することなしには大学進学できない学生が多数を占めるようになつたのである。

2 奨学生制度の金融事業化

奨学生利用者が増加したことに加えて、奨学生制度も大きく変化した。無利子奨学生から有利子奨学生への移行が進んだのである。1983年まで、日本育英会の奨学生には利子がつかなかった。1984年の日本育英会法の全面改定によつて、奨学生に有利子枠がつくられた。

有利子貸与奨学生の增加に

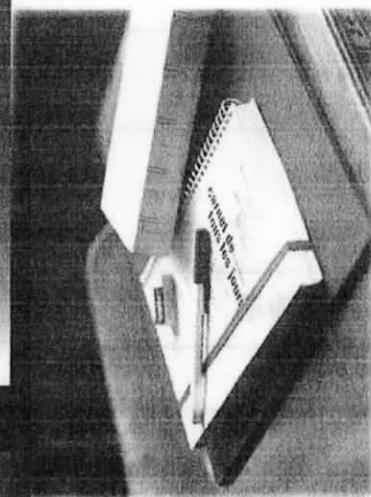


図1 奨学金貸与人數の推移

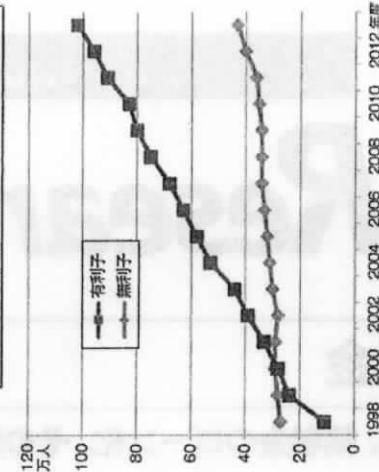
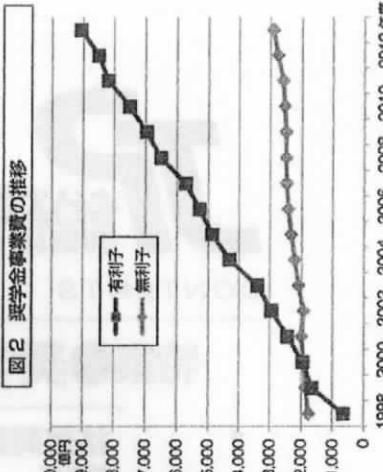


図2 奨学金審査費の推移



きれ、日本学生支援機構への組織改編が実行された。独立行政法人である日本学生支援機構は、奨学金制度を「金融事業」と位置つけ、その中身をさらに変えていった。2007年以降は、民間資金の導入も始まった。この過程で、1998年から2013年の間に有利子の貸与人員は約9.3倍、事務費は約14倍にも膨れ上がった。同時に無利子の貸与人員は約1.6倍、事業費は約1.7倍しか増加せず、この間に奨学金制度の中心は無利子から有利子へと移行したことになる（図1、図2）。

1990年代前半のバブル経済が崩壊した後、大学卒の就職率はそれまでとは大きく変わった。学校基本調査によれば、大学卒の就職率は1991年の81.3%から急速に低下し、2003年には55.1%となった。その後も厳しい状況は続いている。

3 奨学金返済の困難

日本学生支援機構の奨学金は貸与制であり、返済が問題となる。多数派である有利子の第二種奨学金の場合だと次のようになる。

月に10万円を借りると、4年間の貸与総額は480万円になる。上限利率の3%で計算すると返済総額は645万9,510円となる。この場合、毎月の返済額は2万6,914円で、返済年数は20年となる。月から返済を始めて43歳までかかる。月に約2万7,000円という返済額は莫大であり、これが大きな負担となることは間違いない。

こうした負担の重さが原因となって、2012年に返済すべき奨学金を滞納した人は約33万4,000人で、期限を過ぎた未返済額は約925億円に上る。奨学金返済を滞納している人に対して、「甘えている」とか「借りたりのを返すのは当たり

急進に進んでいる労働市場の劣化と若年層の貧困化への視点が欠けている。奨学金返済をしている人の多くが、「返たくても返せない」というのが実情である。

増加する非正規雇用労働者の9割以上

個人信用情報機関に登録する。一度登録されると、延滞者が解消してからも5年間は登録されたままとなる。登録された期間はローンやキャッシング、クレジットカードの審査には通らない可能性が高くなる。

延滞者が4ヶ月に達すると、延滞債権の回収を債権回収専門会社（サービサー）に委託する。そして延滞者が9か月になると自動的に法的措置となり。日本学生支援機構は、地元の簡易裁判所などに支払い督促の申し立てをし、裁判所は当事者に「支払い督促」を発行する。裁判所から支払督促を申し立てられる奨学金債務者は2004年にはわずか200件であったが、2011年には1千件近くになっている。

原資の確保を優先するのであれば、元

本の回収がなにより重要なはずである。

が、日本学生支援機構は2004年以降、回

収金はまず延滞金と利息に充当する方針

を続けていた。2010年度の利息取人は

232億円、延滞金取人は37億円に達する。

これらの金は新常取益に計上され、原資

とは無関係のことに行っている。

この金の行き先の一つが銀行で、もう

一つが債権回収専門会社である。2010

年度期末で民間銀行の貸付残高は約1兆

円で、年間の利払いで23億円である。債

権回収専門会社は同年度、約5万5,000件

を日立キャピタル債権回収など二社に委

託し、16億7,000万円を回収していく、

そのうち約1億400万円が手数料として

支払われている。奨学金が、銀行や債権



が、年収300万未満である。正規であっても低賃金の周辺的正規労働者が男性においても年収300万未満が全体の3割以上となっている。大学を卒業して就職できただとしても、低賃金労働者にとっては絶望的に高まっている。

日本学生支援機構の奨学金の3か月以上の延滞者のうち46%が無難あるいは非正規雇用で、83.4%が年収300万円以下というデータが示している。このデータを見ても、奨学金を「返せるのに迷せない」という批判は誤っている。失業率の高まり、非正規雇用や周辺的正規労働者の急増など、「若年層の貧困化」が奨学金返済を困難にしているという構造を捉えることが重要である。

延滞者が問題となっている一方で、回収

やペナルティの強化が進んでいる。日本

学生支援機構は2010年8月に「債権管

理部」を設置し、回収を強化している。延

滞が6か月に達すると、延滞者の相報を

支払われている。

2011年7月10日付「地主ニュース」

回収専門会社に利益をもたらす「金融事業」となっていることがわかる。

4 労働市場の構造変動

奨学生が大変なのであれば、大学進学をせずに高卒就職の道を選択すべきだという議論がよく登場する。しかし、「高卒就職の激減」という労働市場の変化が起っていることを見落としてはならない。

1991年のバブル経済の崩壊と経済のグローバル化の影響を最も受けたのが、高卒の就職・雇用状況である。高卒の求人數は1992年の167万6,000人をピークとしてその後、急速に減少する。1995年には64万7,000人とピーク時の半分以下となり、2011年には19万5,000人まで減っている。1992年の11.6%で、88%以上もダウンしたことが分かる(図3)。

高校新規卒者の職業別就職者数をみると、1950年代から70年代にかけては、事務従事者が最もも多い職業であり、高校生の多くはホワイトカラーとして就職していた。

1980年代に入ると事務従事者は減少し、1980年代半ばには生産工程・労務作業者が事務従事者を上回った。さらに、事務従事者や販売従事者(商品の仕入れ・販売や営業に従事する労働者)は1990年代以降、急激に減少しており、生産工程・労務作業者(機械などを用いて原材料を加工・組み立てたり、運搬・清掃などを行う労働者)やサービス業従事者(接客など個人へのサービスに従事する労働者)などのその他職業従事者が、高卒就職者の主要な職業となった。生産工程・労務作業者は工業等の専門学科からの就職が多く、普通科からの就職は一層困難となる。

このように高校卒業後の就職が厳しく側約され、半ば大学進学を強いられている。大学に進学する学生に対して、「強い目的意識もなく進学している」とか「好きで進学している」のだから、財政的サポートは必要な「いい」という意見は的を射している。彼らの多くは、厳しい就職状況のなかで好むと好まざるにかかわらず、大学進学をせざるを得ない。そのなかで、学生と親は高い学費負担を強いられている。

5 奨学金制度 改善への動き

こうした問題のある奨学生制度を改善する動きが、当時者である学生から始まった。2012年9月1日に、愛知県の大学生が「有料子奨学生の無利子化や給付型奨学生の導入を目指して、「愛知県と奨学生を考える会」(ホームページ <http://syougakukin2012.web.fc2.com/facebook/>)を立ち上げた。

学生たちの活動に触発されたかたちで、2013年3月31日に奨学生返済困難者の救済と奨学生制度の改善を目指す全国組織として、「奨学生問題対策全国会議」(ホームページ <http://syougakukin.zenkoku kaiginet/フェイスブック https://www.facebook.com/syougakukin>)が結成された。

これらは運動が広がったことによつて、奨学生問題が社会問題として「可視化」された。新聞やテレビなどで報道が増加し、奨学生返済に苦しむ当事者の声がメディアを通して伝えられた。当事者の声や奨学生制度の実情が報道されるにつれ、奨学生問題の焦点が「返さない個人のモラルの問題から、奨学生制度が抱える構造上の問題や「返せない」学年層の貧困問題へと徐々に移動していった。

2014年度において延滞金賦課率10%

から5%への引き下げ、奨学生返還猶予期限の5年から10年への延長、無利子の第1種奨学生利用者枠の増加などの制度改善が行われた。2014年の一定の制度改善の後も、奨学生制度を改善する運動は広がって行った。2015年にすると、奨学生運動が大きく拡大した。

それは奨学生問題対策全国会議と中央労福協との連携が開始されたことによる。2013年に奨学生問題対策全国会議と、労働者の生活と福祉を向上する観点から奨学生問題への関心を深めていた中央労福協が、連携して活動を開始するようになった。

2015年10月から中央労福協は「給付型奨学生制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める署名給付型奨学生制度の導入を求める署名」を開始し、奨学生問題対策全国会議もそれに協力した。この署名は、全国各地から大きな反響があった。2016年3月には署名は300万筆を超えた。

3月22日に奨学生問題対策全国会議と中央労福協は共同で総理官邸に行き、世耕弘成官房副長官(当時)に署名簿の提出と要請を行った。また、3月30日には馳浩文部科学大臣(当時)に署名簿の提出と要請を行った。

この要請を行った時期あたりから、新聞などのマスコミで安倍政権が「給付型奨学生制度の導入を検討」という内容の記事が出るようになつた。2016年6月2日、政府の一億総活躍プランで大学生ら

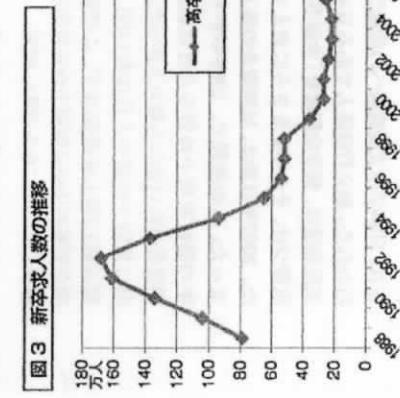


図3 新罕求人數の推移

を対象とした返済不要の給付型奨学生の創設検討方針が盛り込まれた。2016年の参議院選では第1回の18歳選挙権選舉とあることでもあって、給付型奨学生制度の導入を多くの政党が訴えた。

2015年から始まった奨学生問題対策全国会議と中央労福協の連携は、奨学生制度に大きな力を与え、給付型奨学生制度導入への動きをつくりだしたと言える。

給付型奨学生制度の導入を目指して、2016年秋に中央労福協と奨学生問題対策全国会議が協力するかたちで、「給付型奨学生制度の創設等を求めるアピール」を出し、2017年1月27日(金)の最終締め切りへ向けて、個人と団体の賛同を集めめた。

アピールへの賛同を集めている最中の2016年12月19日、政府は大学生が利用できる「給付型奨学生」の導入を決定した。住民税非課税世帯の1学年2万人が対象で、2018年度からの開始である。私立大学の下宿生や児童養護施設出身者ら約2650人にについては、2017年度から先行実施を行うことだ。

「給付型奨学生の導入」は、これまで貸与のみであった日本の奨学生制度を改善していく重要な一步である。しかし、政
府案は対象人数、給付額も極めて限定されたものにとどまっている。たとえば給付される1学年2万人という数は、2016年度の日本学生支援機構の貸与者数約132万人(無利子約48万、有利子約84万)

に対して、ごく少数である。重要なことは、今回の給付型奨学生の導入をきっかけとして、対象人数の増加や給付型奨学生の増額を実現していくことである。さらにそれに加えて、給付中心の奨学生制度を実現できるかどうかが、今後の最重要な課題である。

6 奨学生制度の改善へ向けて

奨学生制度の改善を考える際に、奨学生は大学生だけの問題ではなく、日本社会の将来全体に関する射程をもつていてることを社会で共有していくことが重要である。多額の奨学生返済は、大学卒業後的人生や生活に大きな影響を与える。奨学生の返済年数は最大で20年間であり、大学卒業後の結婚・出産・子育てなど重要なライフイベントの時期と重なるからである。

深刻化する労働市場の劣化に加えて、奨学生という名の多額の借金をかかえていれば、結婚・出産・子育てはいずれも容易ではない。多額の奨学生返済は未婚化と少子化を促進し、子育てを困難にする。

すでに出生数は減り続けている。ピーク時の1973年に年間209万人を超えていた出生数は、厚生労働省の推計では2016年には100万人を切ったとされている。これは少子化どころか「再生産不可能社会」の到来とも呼べる深刻な状況である。このままでは日本社会自体が持続

不可能となってしまう。

持続可能な社会を望むのであれば、奨学生が特に若年層にもたらしている厳しい現実に目を向けるべきだ。各職場・地域で奨学生利用者の電話相談や生活相談を実施し、奨学生返済が若年層の生活を圧迫し、未婚化や少子化をもたらしている現状を認識することが強く求められる。

奨学生制度の改善のポイントは3点である。

第一に、奨学生返済猶予10年の上限を撤廃し、本人年収基準とすることである。現在は返済猶予期間を過ぎれば、いかなる年収であっても奨学生を返済しなければならない。このことで返還の困難、あるいは両親や祖父母が代わりに返済するという事態が広がっている。これでは奨学生の理念に反するであろう。本人年収基準を導入し、一定の年収以下の返還免除や減額、猶予の制度を導入すべきである。

第二に有利子奨学生制度を廃止し、すべてを無利子とすることである。「借りた以上の額を返す」という現在の有利子奨学生制度は、若年層の雇用状況の悪化や貧困の広がりによって、機能不全となっている。若者支援という意味も含めて、有利子奨学生制度を廃止し、すべてを無利子奨学生とすべきである。

第三に、給付型奨学生の拡充である。大学で学ぶ意欲と能力をもつ人々を、経済的理由で大学進学から排除するのは、「教育を受ける権利」(憲法第26条)を定

めた日本憲法に違反する。給付型奨学生の拡充は、教育の機会均等をもたらし、高等教育の質を向上させる。さらに、それを労働市場と結びつけることができれば、非正規労働に從事する10代後半~40代の人々の能力向上と社会参加をもたらし、彼らの社会的抱負と新たな産業社会の形成を実現するきっかけにもなり得るだろう。

大内裕和(おおうちひろかず)
1967年神奈川県生まれ。
東京大学大学院教育生物学研究科博士課程を経て、現在は中京大学国際教養学部教授。専門は教育社会学。
主な著書に『奨学生が日本を滅ぼす』(朝日新書)、「ブラックバイトに騙されるな!」(集英社文庫)、「クリエイティブ等がある。



7月17日(火) 318号
板井

特集

変革が求められる奨学金制度

「奨学生返還を滞納しているのは本人の怠慢ではないか」と考える人は、まず現状を知っていただきたい。若年層の貧困化、労働市場の劣化が進んでいる社会の状況に反して奨学生の回収は強化されている。奨学生の問題は、そのまま貧困問題につながる問題であり、この状況を改善するには当事者も、まわりの人間も声をあげていかなければならない。返済の負担に苦しむ人たちの実際の声もとりあげながら、制度の改革の方向性を考える。(編集部)

現在の奨学金の制度―何が問題なのか

大内裕和

一 奨学生を借りなければ大学進学ができない―奨学生利用者の急増

現在、話題となっている奨学生をめぐる状況は、かつてとは大きく異なる。終身雇用と年功序列型賃金を特徴とする日本型雇用が維持されていた一九九〇年半ばまでは、大学進学者の家庭の多くは子どもの学費を支払うことが可能であり、奨学生受給者は全学生のなかでは少数派であった。

しかし、バブル経済崩壊後の経済状況の悪化、

新自由主義的グローバリゼーションの進行は、日本型雇用を解体し、非正規雇用の増加と正規雇用労働者の待遇悪化という事態をもたらした。民間企業労働者の平均年収は一九九七年の四六七万円から二〇一一年には四〇八万円へと大きく減少した(国税庁「民間給与実態統計調査」)。全世帯の平均所得も、一九九六年の六六一万円から二〇一一年には五四八万二〇〇円に減少している(厚生省「国民生活基礎調査」)。

「子どもが成長する頃には賃金が上がる」年功

序列型賃金制度の解体によって、奨学生を借りる「ことなし」には、子どもを大学に通わせることが困難な家庭が増加した。全大学生(学部生・専門部)のなかで奨学生を受給している者の割合は、一九九六年の一一・一%から二〇一一年には五一・五%に急上昇している。民間企業労働者の平均年収や世帯の平均所得の減少と奨学生受給率の上昇の時期が、ぴったりと重なっている。

奨学生受給率が全大学生の約二割から五割以上へと増加したこととは、量的な変化にとどまらず、質的な変化を意味している。奨学生は、経済的に厳しい状況に置かれた少數派の学生に限られた問題ではなく、大学生の多数派に関わる問題となつた。現在では、奨学生を利用する「ことなし」には大学進学できない学生が多数を占めるようになつたのである。

二 奨学金制度の金融事業化

奨学生利用者が増加したことにより、奨学生制度も大きく変化した。無利子奨学生から有利子奨学生への移行が進んだのである。一九八三年まで、日本育英会の奨学生には利子がつかなかつた。

一九八四年の日本育英会法の全面改正によって、奨学生に有利子枠がつくられた。

この有利子貸与奨学生の創設は、奨学金制度への「外部資金の導入」を意味した。無利子貸与奨学生は一般会計から支出される政府貸付金を中心的な財源であるのに対して、有利子貸与奨学生は財政投融资を中心的な財源として運営される。税金で支えられる一般会計から支出するのではない点で、「小さな政府」を目指した当時の中曾根政権が進めた新自由主義政策とも合致するものであつた。

有利子貸与奨学生の増加に拍車をかけたのが、一九九四年四月に出された「きぼう21プラン」である。ここで有利子貸与奨学生の採用基準が緩和されるとともに、貸与人数の大幅な拡大が図られた。財政投融资から日本育英会への支出は、一九九八年の四九八億円から一九九年の一〇六二一億円へと一年間で約二・五倍に増加し、一〇〇三年には有利子貸与が無利子貸与の貸与人数を上回つた。

そして、一〇〇四年に日本育英会は廃止され、日本学生支援機構への組織改編が行われた。独立

労働者においても年収三〇〇万円未満が全体の三割以上となっている。大学を卒業して就職できただとしても、低賃金労働者になってしまう可能性は飛躍的に高まっている。

日本学生支援機構の奨学金の二カ月以上の延滞者のうち、四六%が無職あるいは非正規雇用で、八三・四%が年収三〇〇万円以下というデータが出ていている。このデータを見ても、奨学金を「返せるのに返せない」という批判は誤っている。失業率の高まり、非正規雇用や周辺的正規労働者の急増など、「若年層の貧困化」が、奨学金返還を困難にしているといふ構造を捉えることが重要である。

滞納が問題となっている一方で、回収やペナルティの強化が進んでいる。日本学生支援機構は二〇一〇年八月に「債権管理部」を設置し、回収を強化している。延滞が三カ月に達すると、延滞者者の情報を個人信用情報機関に登録する。一度登録されると、延滞が解消してからも五年間は登録されたままとなる。登録された期間はローンやキャッシング、クレジットカードの審査には漏らぬ可能性が高くなる。

延滞が四カ月に達すると、延滞債権の回収を債

権回収専門会社（サードパーティ）に委託する。そして延滞が九ヵ月になると自動的に法的措置となり、日本学生支援機構は、地元の簡易裁判所などに支払い督促の申し立てをし、裁判所は当事者に「支払い督促」を発行する。裁判所から支払督促を申し立てられる奨学金滞納者は二〇〇四年にはわずか二〇〇件であったが、二〇一一年には一万件にも増えている。

原資の確保を優先するのであれば、元本の回収がなにより重要なはずであるが、日本学生支援機構は二〇〇四年以降、回収金はまず延滞金と利息に充当する方針を続けていた。二〇一〇年度の利息収入は二三三億円、延滞金収入は三七億円に達する。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のところに行っている。

この金の行き先の一つが銀行で、もう一つが債権回収専門会社である。二〇〇年度期末で民間銀行の貸付残高は約一兆円で、年間の利払いが二三三億円である。債権回収専門会社は同年度、約五万五〇〇〇件を日立キャピタル債権回収などに委託し、一六億七〇〇〇万円を回収していく。そのうち約一億四〇〇万円が手数料として支払われる。

奨学金が、銀行や債権回収専門会社に利益をもたらす「金融事業」となっていることがわかる。

四 大学進学を強いられる労働市場の構造変動

奨学金返還の困難を説明すると、それだけ進学が大変なのであれば、大学進学をせずに入卒就職の道を選択すべきだといふ議論がよく登場する。しかし、「高卒就職の激減」という労働市場の変化が起こっていることを見落としてはならない。

一九九一年のバブル経済の崩壊と経済のグローバル化の影響を最も受けたのが、高卒の就職・雇用状況である。高卒の求人倍率は一九九一年の一六・七万六〇〇〇人をピークとしてその後、急速に減少する。一九九五年には六四万七〇〇〇人とピーク時の半分以下となり、二〇一一年には一九万五〇〇〇人にまで減っている。一九九二年の一・六%で、八八%以上もダウンしたことが分かる。

例えば二〇一一年度の高校新卒者の求人倍率は〇・六八倍、なかでも北海道は〇・一九倍、東北では〇・三一倍、三人地方では〇・四六倍、北九州では〇・四五倍、南九州では〇・三三倍と極めて低くなつ

ている。この状況では、家計が経済的に厳しくても、就職するためには大学に進学せざるを得ないと考える人がどこかが増加するのは当然だろう。

高校卒業後の就職が厳しく制約され、半ば大学進学を強いられている状況が広がっている。大学に進学する学生に対して、「強い目的意識もなく進学している」とか「好きで進学しているのだから、財政的サポートは必要ない」という意見は的を外している。彼らの多くは、厳しい就職状況のなかで好むと好まざるとにかかわらず、大学進学をせざるを得ない。そのなかで、学生と親は高い学費負担を強いられている。

五 奨学金制度改悪へ向けての動き

奨学金制度の問題点を講義やセミナーで扱ったところ、学生の多くが強い関心をもつた。二〇一一年九月一日に、中京大学の学生一人が有利子奨学金の無利子化や給付型奨学金の導入を目指して、「愛知県 学費と奨学金を考える会」（ホームページ

<http://syougakukin2012.web.fc2.com/> フェイスブック <http://www.facebook.com/aichi.ATS> を立ち上げた。奨学金制度の改善へ向けて、学生

ながら自身が当事者として声を挙げる貴重な試みであった。

学生たちの活動に触発されたかたちで、二〇一三年三月三一日に奨学金返還困難者の救済と奨学金制度の改善を目指す全国組織として、「奨学金問題対策全国会議」（ホームページ <http://syougakukin.zenkokuaiji.net/> フェイスブック <https://www.facebook.com/syougakukin>）が結成された。ここには教育学研究者や教員などの教育関係者と、クリエイティブやサラ金などの多重債務問題に関わってきた弁護士や司法書士など法律の専門家が連携するところとなつた。このことは、現在の奨学金制度が引き起こしている事態が、教育問題であると同時に借金問題の性格をもつてゐることをよく示している。

これらの運動が広がつたことによって、奨学金問題が社会問題として「可視化」された。新聞やテレビなどでの報道が増加し、奨学金返還に苦しむ当事者の声がメディアを通して伝えられた。当事者の声や奨学金制度の実情が報道されるにつれ、奨学金問題の焦点が「返さない」個人のモラルの問題から、奨学金制度が抱える構造上の問題

出産・子育てはいずれも容易ではない。多額の奨学金返還は未婚化と少子化を促進し、子育てを困難にする。

「人口減社会」が深刻化し、「自治体消滅」が話題となるなかで、全国知事会は二〇一四年七月三一日に「少子化非常事態宣言」を出した。安倍政権は「地方創生本部」を創設し、二〇一四年の臨時国会で「地域再生法改正案」を提出する予定である。

しかし、こうした「人口減社会」や「自治体消滅」の危機を乗り越え、「地域再生」を図るために、「給付型奨学金の導入」をはじめとする「教育の私費負担」軽減策の実施が必要不可欠である。

七月十五日に公表された二〇一二年の子どもの貧困率は一六・三%と過去最悪を記録し、「子どもの貧困対策大綱」の閣議決定は八月以降に先送りされた。「子どもの貧困対策大綱」に「給付型奨学金の導入」を盛り込むことが強く望まれる。

そして「給付型奨学金の導入」を含めた「奨学金制度の充実」が、二〇一五年の統一地方選挙における主要な争点の一つとなるよう、議論を広げ深めていくことがこれから重要な課題であると

や「返せない」若年層の貧困問題へと徐々に移動していくだ。

二〇一三年内に改善への動きが始まった。二〇一三年一二月二四日に、二〇一四年度予算案の閣議決定が発表された。延滞金賦課率一〇%から五%への引き下げ、奨学金返還猶予期限の五年から一〇年への延長、無利子の第一種奨学金利用者の増加（四二万六〇〇〇人から四五万二〇〇〇人へ）などが盛り込まれた。

まだまだ不十分ではあるものの、二〇一三年の運動は奨学金制度改善に向けて重要な一步をもたらしたと言えるだろう。

六 今後の課題

奨学金は大学生だけの問題ではなく、日本社会の将来全体に関わる射程をもつていて。多額の奨学金返還は、大学卒業後の人生や生活に大きな影響を与える。奨学金の返還年数は最大で二〇年間であり、大学卒業後の結婚・出産・子育てなど重要なライフイベントの時期と重なるからである。

深刻化する労働市場の劣化に加えて、奨学金という名の多額の借金をかかえていれば、結婚・

考へる。

1 この点については、中西新太郎・萩輪明子編「キーワードで読む現代日本社会〔第2版〕」（旬報社）を参照のこと。

2 「就業構造基本調査二〇一二年」を参照のこと。

3 「就業構造基本調査二〇一二年」を参照のこと。

4 この点については、今野晴貴他「アラフク企業のない社会へ」（岩波書店）を参照のこと。

参考文献

・今野晴貴他「アラフク企業のない社会へ」岩波書店、二〇一四年

・中西新太郎・萩輪明子編「キーワードで読む現代日本社会〔第2版〕」旬報社、二〇一三年

・大内裕和・竹信三恵子「全身○活」時代・青土社、二〇一四年

・奨学金問題対策全国会議編「日本の奨学金はこれでいいのか」あけび書房、二〇一三年

（おおうち・ひろかず 中京大学教授／奨学金問題対策全国会議共同代表）

Thesis
論稿・大内裕和

奨学金制度はこれでいいのか。

おまかせひろがず
1967年神奈川県生まれ
中京大学国際教養学部教員
専門は教育学・教育社会学
編著に「奨学生問題対策全国会議録」
「日本の奨学生はこれでいいのか!」(あけび書房)

2014.3
大内

奨学生利用者急増の背景には、学費を負担する親の経済状況の悪化がある。国税庁による民間給与実態調査によれば、民間企業で働いている人の年収は、1997年の467万円のピーク時から、2012年には408万円へと低下している。また、厚生労働省による「国民生活基礎調査の概況」によれば、平均世帯年収はピークであった1994年の664・2万円から、2011年には548万2千円まで低下している。経済状況の悪化と奨学生利用者の急増とが、びつたりと重なっていることがわかる。

1990年代以降に進行した経済のグローバル化と、それにともなう新自由主義政策の進行は、失業者・非正規雇用労働者の急増を引き起こすこととともに、年功序列型賃金や終身雇用を特徴とする日本型雇用の解体をもたらした。

年功序列型賃金や終身雇用は、諸外国のなかでも突出して高い学費を親が負担することを可能としてきた。子どもが大学生の頃になると父親の賃金が上昇し、子どもの高い学費を自らの賃金によって支払うことを可能にしてきたからである。しかし、日本型雇用の解体は、これを不可能としている。失業者や非正規雇用労働者の増加

1 奨学生を借りなければ進学できない ——奨学生利用者の急増

奨学生をめぐる状況は、一昔前とは大きく変わっている。現在でも、奨学生を「一部の経済的に厳しい苦学生のみが利用している」と考える人は決して少なくない。たとえば今から44年前の1970年に奨学生を利用していた学生は、全学生のうちの12・9%と一部をやや上回るほどの比率であった。1996年においても奨学生を利用している学生は全学生のうち21・2%と全体の約2割に過ぎない。

1970年に大学生であった人の現在の年齢は、60代前半から半ばほどである。1996年に大学生であった人の現在の年齢は、30代半ばから40歳くらいである。30代半ばから60代半ばの世代が、自分の経験から奨学生について「こく一部の」学生が利用するものとイメージしてしまうのも、無理からぬことであろう。

奨学生利用者が急増したのは、つい最近のことである。1996年に21・2%だった奨学生利用率は、2010年に50・7%へと急増した。わずか14年で2倍以上、全大学生の半数を超えている。

は、子どもの学費を親が支払うことを困難にしているし、正規雇用労働者であっても賃金上昇が十分になければ、子どもの大学での学費を支払うことは容易ではない。

奨学生利用者が全大学生の半数を超えたということは、奨学生は今や、「一部の」あるいは「少数の」学生が利用するものではない。奨学生を利用する学生が、全学生のなかで「多数派」となつたということは、奨学生はそれがなければ進学を不可能にするものへと変わつたということを意味する。奨学生を借りなければ進学できない時代が到来したのである。

2 変化を遂げてきた奨学生制度 ——有利子の増加と金融事業化

奨学生制度は大きな曲がり角に来ている。奨学生制度は本来、経済的に大学進学が困難な学生に対して、進学機会を提供し、在学中の学習や研究を支えるものであるべきだ。しかし、現在の奨学生制度はこうした役割を果たしているものとはいえない。

日本の奨学生事業全体の約8割を占めているのが、日本学生支援機構（2004年に日本育英会から組織改編）の奨学生である。日本学生支援機構の奨学生は近

年、急速に「金融事業」化を進めた。奨学生の金融事業化を最も示しているのが、有利子奨学生の増加である。

現在、日本学生支援機構の奨学生には、大きく分けて第一種と第二種の二種類の奨学生が存在する。第一種奨学生は無利子の奨学生であり、第二種奨学生は有利子の奨学生である。1984年に世論の反対を押し切って日本育英会法が改定され、有利子の第一種奨学生の導入が決まった。

そして1999年4月の「きぼう21アラン」以降、有利子奨学生の採用基準が緩和されることとともに、貸与人數の大幅な拡大が図られた。これによって日本学生支援機構奨学生の無利子対有利子の比率は、貸与人員においては、1998年の78:22から2013年には29:71、事業費において1998年の76:24から2013年年には24:76とほぼ逆転し、有利子中心の制度となつた。

無利子貸与奨学生は一般会計から支出される政府貸付金が中心的な財源であるのに対して、有利子貸与奨学生は財政融資を中心的な財源として運営される。一般会計から支出されないというところは、「小さな政府」を目指す当時の新自由主義政策とも合致していたことがわかる。2007年以降は民間資金の導入も始まつた。

1・08%である。この場合には返還総額は536万4513円である。毎月の返還額は2万2351円であり、ここでも返還が大きな負担となることは間違いない。

日本学生支援機構は2010年8月に「債権管理部」を設置し、回収を強化している。延滞が3か月に達すると延滞者の情報を個人信用情報機関（全国銀行個人信用情報センター）に登録する。登録された期間はローンやキャッシング、クレジットカードの審査には通らない可能性が高くなる。

延滞が4か月に達すると、延滞債権の回収を債権回収専門会社（サービサー）に委託する。そして延滞が9か月になると自動的に法的措置となり、日本学生支援機構は、地元の簡易裁判所などに支払い督促の申し立てをし、裁判所は当事者に「支払い督促」を発行する。裁判所から支払督促を申し立てられる奨学生滞納者は2004年には200件だったが、2011年には1万件に増えている。

原資の確保を優先するのであれば元本の回収がより重要なはずであるが、日本学生支援機構は2004年以降、回収金はまず延滞金と利息に充當する方針を続けている。2010年度の利息收入は232億円、延滞金

「借りた以上の金を返さなければならない」有利子奨学生は、豊かでない家庭の出身者にも経済的支援をすることによって、「教育を受ける権利」を保障する奨学生という名に値しない。学生が卒業後に支払う有利子財源は利子がついて市場に還流し、次の財政融資金になる。そのことは、奨学生が教育事業ではなく、金融事業となつていることを示している。

3 金融事業化した奨学生制度の実態

具体的に見てみよう。有利子の第一種奨学生を月に10万円を借りたとする。4年間の貸与総額は480万円になる。第二種奨学生の利率は固定方式と見直し方式があるが、両方式ともに上限利率は最大3%までとなつていて、上限利率の3%で計算すると、480万円借りた人の返還総額は、645万9510円となる。

この場合、毎月の返還額は2万6914円で、返還年数は20年である。大学卒業後の23歳から返還を始めると、終わるのは43歳となる。月に約2万7000円という返還額は莫大であり、これは大きな負担となる。2012年3月末貸与終了者の貸与利率は、利率固定方式では

収入は37億円に達する。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のことに行つていている。

この金の行き先の一つが銀行で、もう一つが債権回収専門会社である。2010年度期末で民間銀行からの貸付残高はだいたい1兆円で、年間の利払いは23億円である。債権回収専門会社については同年度、約5万5000件を日立キャピタル債権回収など2社に委託し、16億7000万円を回収していく。そのうち1億4000万円が手数料として払われている。

このことから、奨学生が銀行や債権回収会社に利益をもたらす金融事業となっていることがわかる。一度奨学生金を延滞してしまうと、そこからの支払いは延滞金+利息→元本の順となる。延滞金が10%であるから、元本の10%以上のお金を支払わなければならない。このために、元本がなかなか減らず、奨学生返還が長期化する人が増加している。

現在の奨学生制度は、利用者にとって返還が極めて困難な内容となっているといえるだろう。

4 返さなくてはいけない—若年労働市場の劣化

の報道が増加し、奨学生返還に苦しむ当事者の声がメディアを通して伝えられた。当事者の声や奨学生制度の実情が報道されるにつれ、奨学生問題の焦点が「返さない」個人のモラルの問題から、奨学生制度が抱える構造上の問題や「返せない」若年層の貧困問題へと徐々に移動していった。

2013年内に改善への動きが始まった。2013年12月24日に、2014年度予算案の閣議決定が発表された。延滞金賦課率10%から5%への引き下げ、奨学生返還猶予期限の5年から10年への延長、無利子の第一種奨学生利用者の増加（42万6千人から45万2千人へ2万6千人増）などが盛り込まれた。

まだまだ不十分ではあるものの、2013年の運動は奨学生制度改善へ向けての重要な一步をもたらしたと言えようだろう。

6 今後の課題

ここまで、奨学生制度の問題点と改善へ向けての動きを考察してきた。最後に、今後の課題について論じる。

第一の課題は、当事者である学生が奨学生制度の問題

をもつては困難だろう。この状況を親や教員が理解し、借りた本人が奨学生制度の問題点をより良く理解できるような援助やアドバイスをすべきである。

第二の課題は、奨学生を返還するかについて、「借りた金を返すのは当たり前」と本人の「自己責任」を当然視する風潮を改めていくことである。学費を払っているのが原則として親である現在の日本社会で、奨学生を返還することが借りた本人の「自己責任」ということにはならない。

なぜなら、奨学生を借りるか否か、また借りる場合にどれだけの額を借りるかは、本人の努力によつては決まらないからである。それらは「親の経済力」に大きく影響される。親の経済力に恵まれた学生は奨学生を借りる必要がなく、卒業後の返還も行わなくてすむ。もう一方で親の経済力に恵まれない学生は多額の奨学生を借りざるを得ず、卒業後もその返還をし続けなければならない。これは出身階層による経済格差が、大学卒業後にも再生産され続けることを意味する。

高い学費が経済的に豊かでない家庭出身者の大学進学機会を奪うことにして、金融事業化した奨学生制度が、奨学生を借りて大学進学を選んだ学生の卒業後の人

点を理解できる状況をつくっていくことである。⁵ 奨学生を借りている当時者である大学生の多くは、この問題を十分には理解していない。予約申購する高校生の関心の中心は「どこの大に進学するか」であり、「大学卒業後の奨学生返還がいかに大変か」を冷静に考えることは容易ではないだろう。

大学の学費を原則として親が負担する「親負担主義」も、学生たちの理解を妨げている。親負担主義の下では、奨学生金を借りるとしてもそれは親が負担し切れない分を「補う」ものであり、学生が「奨学生金を借りているのは自分だ」という当事者意識を持ちにくい。

また具体的に卒業後の返還額を頭に入れたとしても、高校生の多くは自分で家計をやりくりした経験を持たないことがほとんどである。大学生でも自宅通学である場合には、家計をやりくりする経験は余りない。自宅から出て下宿をした場合には、家計のやりくりについて一定の経験をするところにはなるが、それでも自分の稼いだ賃金のみで生活するのは珍しく少數で、多くは「親の仕送り」を得ている。

自分で自身で稼いだお金で家計をやりくりした経験のない学生が、「月に2万円の返還」と聞いても、リアリティ

生を様々な意味で制約してしまう。学費の高さと貧しい奨学生制度は、巨大な社会的不公平をもたらしているのだ。

金融事業化した奨学生制度を一刻も早く、「生まれによる差別」を是正し、「教育を受ける権利」を保障するための奨学生制度へと改めて行かなければならない。

参考文献

中西新太郎・英輪明子編 2013 「キーワードで読む現代日本社会〔第二版〕」(旬報社)

奨学生問題対策全国会議編 2013 「日本の奨学生はこれでいいのかー」あけび書房。

矢野貴和 2011 「習慣病」になつた二ノボンの大学」(日本図書センター)

注

1 この点については、中西新太郎・英輪明子編『キーワードで読む現代日本社会〔第二版〕』(旬報社)を参照のこと。

2 「就業構造基本調査2012年」を参照。

3 「就業構造基本調査2012年」を参照。

4 奨学生問題対策全国会議の事務局は、〒177-0041 東京都中央区銀座6-12-15 CO銀座6-12ジル7階 東京市民法律事務所内、電話03-3571-6051 FAX03-3571-9379。

5 「親負担主義」について矢野貴和「習慣病」になつた二ノボンの大学」(日本図書センター)を参照。

貧困政策を検証する

子どもの貧困——奨学金問題の視点から——

大内 裕和（中京大学）

はじめに

子どもの貧困を考える上で、教育費の負担はとても大きな重要性をもっている。「子どもの貧困」は教育を受ける機会を平等化しなければ、さらに深刻化する危険性が高い。ここでは大学における奨学金問題に着目し、それが、子どもの貧困にどのような影響を与えるのかを考察する。

1 奨学金制度の現在と歴史

大学の奨学金制度は、現在どのようにになっているのだろうか。大学の奨学金制度のなかで、およそ八割という大きな位置を占めているのが、日本学生支援機構の奨学金である。

日本学生支援機構の奨学金には二種類の奨学金がある。第一種奨学金と第二種奨学金である。第一種奨学金とは無利息の奨学金であり、「特に優れた学生および生徒で経済的理由により著しく修学困難な方に貸与を行う」となっている。

第二種奨学金とは利息付の奨学金である。利率固定方式または利率見直し方式のうち、申し込む際にいずれかの一方を選択する。いずれの方式も利率は年30%が上限である。第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に貸与する。

2014年度大学入学者の貸与月額は、第一種奨学金の場合には国公立大学と私立大学、自宅通学か自宅外通学かでそれぞれ異なっている。国公立大学の自宅通学で月に4万5000円、自宅外通学で月に5万1000円、私立大学の自宅通学で月に5万4000円、自宅外通学で月に6万4000円で

ある。また、第一種奨学金の場合にはすべての場合に月に3万円を選択することも可能である。

第二種奨学金の場合には国公立大学と私立大学、自宅通学か自宅外通学かの区別はない。月に3万円、5万円、8万円、10万円、12万円のいずれかを選択することとなる。

奨学金制度は今まで、大きな変化をたどってきた。日本学生支援機構の前身である日本育英会の奨学金は、かつては無利子のみであり、有利子は存在していなかった。有利子奨学金の制度が導入されたのは1984年である。当時、奨学金に利子をつけることについては強い反対があり、制度導入の際には次のような附帯決議が行われた。

「育英奨学事業は、無利子貸与制度を根幹としてその充実、改善に努めるとともに、有利子貸与制度は、その補完装置とし、財政が好転した場合には廃止等を含めて検討する」

しかし、この附帯決議はその後、全く守られずに有利子貸与奨学金が拡大することになった。政府は大学の学費を引き上げる一方で、1999年に財政投融資と財政投融資機関債の資金で運用する有利子貸与制度をつくり、一般財源の無利子枠は拡大せずに、有利子枠のみその後の10年間で約10倍に拡大させた。2007年度以降は民間資金の導入も始まった。

1990年代後半以降、無利子貸与奨学金はほとんど増えず、有利子貸与奨学金は急速に拡大した。1998年度には無利子奨学金が39万人、有利子奨学金が11万人で計50万人であったのが、2012年度には無利子奨学金が38万人、有利子奨学金が96万人で計134万人となっている。

無利子奨学金の希望者は予約採用の段階で近年、毎年約2万人ずつ増加しているが、採用枠が少ないため、たとえば2009年には78%が不採

用となった。第一種奨学生について、教育職に就いた場合には返還が免除される制度は、1998年に廃止された。また2004年には日本育英会が廃止され、日本学生支援機構へと移行し、この時に大学での研究職に就いた場合には返還が免除される制度も廃止された。

ここでの第一の問題は、大学進学を目指す子どもにとって、奨学生が十分な役割を果たしていないということである。無利子奨学生の採用人数が少ないため、子どもの成績と親の年収が基準に達していても、無利子奨学生に採用されることはない。これでは意に反して有利子奨学生に申し込むことを強いられるか、家庭の経済状況が厳しければ、大学進学自体を諦めざるを得なくなるであろう。

第二の問題は、奨学生返還の困難である。第一種の無利子奨学生は、返還額が毎月1万5000円以内に収まるように設定されている。たとえば自宅から国立大学に通う大学生の場合、毎月4万5000円の賃貸を受けられるが、これを大学卒業後に14年かけて毎月1万2857円を返還する。卒業後すぐに払い始めて、滞りなく払い続ければ、37歳で返還は終了する。

しかし、毎月1万5000円以内とはいっても、返還は容易ではない。正規雇用への就職ができただとしても、学生の時とは異なり、税や年金、社会保険料の支払いが必要となる。それらに加えて月1万円以上の奨学生返還を行うことは決して楽ではない。特に自分で部屋を借りて家賃や水道光熱費を支払うことになれば、その困難は明らかである。また大学を卒業しても非正規雇用労働者となる可能性も高い。その場合には返還が困難となることは明らかだろう。

さらに困難なのは、第二種奨学生を返還する場合である。例えば第二種の有利子奨学生を月に10万円借りた場合、賃貸総額は480万円である。賃貸利率を上限の3.0%で計算すると、返還総額は645万9510円になる。この場合、毎月の返還額は2万6914円となり、返還年数は20年である。卒業後すぐに払い始めて、滞りなく払

い続ければ、43歳で返還は終了する。

この返還が困難であることは明らかだろう。非正規雇用労働者の多くは返還が不可能であろうし、正規雇用労働者でも自分で部屋を借りるなど住居費負担がある場合には、この返還は極めて困難であるに違いない。

また、奨学生返還が20年も続くことは、大学卒業後のライフコースに重大な影響をもたらすだろう。大学卒業後の20年というのは、結婚・出産・子育てなどのライフイベントと重なることが多いからである。多額の奨学生返還を抱えていることは、結婚後の生活に重大な負の影響を与えるであろうし、場合によっては結婚 자체を困難にしかねない。

さらに、出産・子育てへの影響は甚大だろう。奨学生返還によって出産をあきらめれば少子化がより一層進むことになる。また奨学生返還によって、子育て費用を出すことが困難となれば、子どもが十分な教育を受けられなくなる危険性が高い。ここでは奨学生の返還が「子どもの貧困」と直結する。親の奨学生返還によって子どもの教育機会が奪われ、子どもが貧困に陥れば、それは奨学生返還が「貧困の再生産」をもたらすことを意味する。

奨学生の返還が滞れば、年利10%の延滞金が発生する。延滞金発生後の返還では、お金はまず延滞金の支払いに充当され、次いで利息、そして最後に元本に充当される。そのため元本を減らすことが困難である。元本の10%以上のお金が出せなければ、半永久的に延滞金を支払い続けることになる。

日本学生支援機構の2010年度の利息收入は232億円、延滞金収入は37億円に達する。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のところに行く。この金の行き先は銀行と債権回収専門会社である。2010年度期末で民間銀行からの貸付残高は約1兆円で、年間の利払いは23億円となる。同年度の回収作業は、約5万5000件が日立キャピタル債権回収など二社に委託され、16億7000万円を回収していく、その

うち約1億400万円が手数料として支払われている。奨学金事業は、奨学事業ではなく金融事業となっている。また経済的に豊かでない家庭の出身者から利益を得ている点で、「貧困ビジネス」とも呼べるだろう。

2 上昇し続ける大学学費と経済的困難

奨学金問題が深刻化した背景には、大学学費の値上がりと経済的困難の深まりがある。1960年代まで大学学費、特に国立大学の学費は低く抑えられていた。

1969年入学者の場合、国立大学の入学料は4000円、授業料は年間1万2000円であった。

国立大学の安い授業料は、戦後の教育改革における「教育の機会均等」政策の結果であった。戦後の国立大学増加の抑制と私立大学の増加によって、高等教育システム全体のなかでの私立大学の比重が増加し、国立大学の授業料の安さは「特権」として捉えられるようになり、私立大学との「格差」を批判されることとなつた。1970年代になると「国私格差」の是正という名目で、国立大学の授業料は上がり始めた。

1980年代に入ると、国私格差の是正よりも、高等教育における「受益者負担論」が優勢となった。国立大学の授業料は急激に上昇した。また1980年までは増加を続けた私立大学への政府助成も、それ以後は伸び悩み、その結果として私立大学の学費も上がっていくこととなつた。

大学学費の値上げをもたらしたもう一つの原因是、学生による自治会活動の衰退であった。1950年代から70年代にかけて、学生自治会による学費値上げ反対運動は盛んであり、学費を引き上げることは容易ではなかった。しかし、1970年代における学生運動の過激化、70年代後半以降における消費社会の進展と大学のレジャーランド化が進むなかで、自治会活動は衰退し、学費値上げに反対する動きが弱まった。その結果、学費値上げにブレーキがかからなくな

なったのである。

学費値上げが続けられたにもかかわらず、それは社会問題化されなかった。1973年の石油ショック後、減量経営と輸出の増加などによつて日本経済は早期に回復し、1975年から1990年頃まで中成長を継続した。日本型経営が維持されたことによって、家計の主たる担い手である男性正規雇用労働者の年功序列型賃金体系は維持された。子どもが大学に進学する頃には父親の賃金が上昇したため、高い学費を負担することが、多くの家庭において可能な状況が続いたのである。

しかし、1991年のバブル経済崩壊以後に状況は一変した。学卒就職は非常に困難となり、若年層の失業や非正規雇用が増加した。1990年代半ばを過ぎると、中高年の正規雇用労働者に対しても、人件費のカットが行われるようになった。

1997年～98年頃をピークに、世帯年収は減少していった。世帯年収の中央値は1998年の544万円から2009年には438万円まで低下した。

これだけ世帯年収が低下すれば、子どもの大学の学費を支払うことは容易ではない。そこで奨学金の受給者が急増することになった。大学生のなかの奨学金受給者（学部昼間部）の割合は1998年の23.9%から2010年には50.7%まで上昇した。世帯年収の低下と奨学金受給者の増加の時期が、ぴったりと重なっていることがわかる。

3 高卒就職の困難

大学における奨学金問題が深刻に受け止められなかった理由の一つに、高校卒業以上のより良い進路選択を求めての大学進学という位置づけがあった。ほぼ普遍化した高校進学が、誰にでも確保されなければならない「権利」として認識されやすいのに対して、大学進学はより良い進路を求めての個人の「選択」と捉えられることが多い。

い。

改善の二点目は、有利子奨学金の無利子化と給付型奨学金の導入である。日本学生奨学金の無利子対有利子の比率は、事業費において1998年の76:24から2013年には24:76と逆転し、有利子中心の制度となった。

借りた以上の金を返さなければならない有利子奨学金は、豊かでない家庭の出身者にも経済的支援をすることによって「教育を受ける権利」を保障する奨学金という名に値しない。学生が卒業後に支払う有利子財源は利子がついて市場に還流し、次の財政融資資金となる。そのことは、奨学金が教育事業ではなく金融事業となっていることを示している。

金融事業となってしまっている奨学金を教育事業へと転換するためには、まずは有利子奨学金の無利子化が必要である。財政融資資金を主要な財源にする有利子奨学金から、政府支出の無利子奨学金への移行を行っていく必要がある。

有利子の無利子化に加えて重要なのが、給付型奨学金の導入である。大学を卒業しても正規雇用に就職することが難しく、低賃金かつ不安定な雇用が増加している現在、卒業後の安定した雇用が前提である貸与型奨学金制度自体が限界に来ている。

給付型奨学金は「将来の債務」とならないことから、多くの若者に希望をもたらすものとなる。高すぎる学費負担のために大学進学を諦め

ていた学生の多くは、給付型奨学金の導入によって、大学進学をめざすようになる。裕福ではない家庭出身の学生の入学は学生の多様化をもたらし、大学を活性化させるだろう。

「子どもの貧困」を解決するための奨学金が金融事業化することによって、むしろ「子どもの貧困」をあらたに生み出す装置となっている。有利子の無利子化、給付型奨学金の導入などによって、「奨学金という名のローン」を本来の奨学金へと変えていかなければならぬ。より良い奨学金制度によって「子どもの貧困」を是正し、「教育を受ける権利」を保障していくことが重要である。

注

- 1 2014年度に延滞金の利率は10%から5%に引き下げられた。
- 2 ただし、強いられたものであっても「選択」である限りは、教育費への公費投入増加への合意を得ることは難しい。
- 3 「就業構造基本調査2012年」を参照のこと。
- 4 ブラックバイトについては、(上西充子・大内裕和・本田由紀・今野晴貴(2014))を参照のこと。
- 5 2014年度に返還猶予期限は、5年から10年に延長された。

参考文献

- 上西充子・大内裕和・本田由紀・今野晴貴(2014)「ブラックバイトとは?」『POSSE』22号、堀之内出版。
 大内裕和(2009)『民主党は日本の教育をどう変える』岩波書店。
 大内裕和・竹信三恵子(2014)『全身○活時代—就活・婚活・保活からみる社会論』青土社。
 小林雅之編(2012)『教育競争均等への挑戦』東信堂。
 佐々木賢(2007)『教育と格差社会』青土社。
 奨学金問題対策全国会議編(2013)『日本の奨学金はこれでいいのか!』あけび書房。
 今野真和(2011)『習慣病』になったニッポンの大学』日本図書センター。

現代思想
47号
2013年

特集 * 現代思想の特集

「ブラックバイト・全身就活・貧困ビジネスとしての奨学金

大内裕和

教育

一 ブラックバイト

「一〇一二年現在、大学生のアルバイトはかつてのあり方からは大きく変容している。」

「一〇一二年の六月一七月にかけて、学生約五〇〇人を対象にアルバイトに関する経験について調査を行つた。この調査の結果から、学生アルバイトに異変が起つてゐることを実感した。以下のいくつかの例は学生の書いた自由記述欄の文章である。

私はスーパーのレジで働いていますが、レジはほとんどバイトかパートです。正社員は課長くらいです。人手が足りていなければ、シフトをするべれられます。週四契約なのですが、週五・六は入れられます。以前はそんなに気にしなかつたのですが、最近、契約と違うこれはアラフク企業なのかと考えました。また二〇代のフリーターの方もいますが、そんな人たちはシフトをすごく入れられています。やはりフリーターの立場なんだと、考え

させられました。バイト、パートの人たちが増えるほど、自分が就職する時、正社員になれるか不安になりました。

私もつい最近までアパレルでバイトをしていました。社員はないし、全員アルバイト。低い給料で重労働は当たり前。人手が足りなく、テスト前も休むことはできません。人手が足りなくて忙しい年末年始は、私を含めてたつた三人でシフトを回しました。一〇：〇〇～二二：〇〇フルタイムで働くというまさにアラフクの塊のような店でした。学生アルバイトは辞めることが出来ましたが、フリーターは人は辞めるのに一年はかかります。人と接することがしたくてアパレル店員になりましたが、正社員としては絶対に働きたくないと思いました。

他の学生のアラフクバイトの状況を聞いて、僕のアルバイトもアラフクバイトなのかもしれないと思つた。契約書を二ヶ月に一回提出するが、それを無視してシフトを組まれるので、とても困

ついている。テスト週間にバイトのシフトを減らしてほしいと頼んでも、断られるのがほとんどである。アルバイトやパートの人たちに頼り過ぎだよと考ふる。

学生のアルバイトが以前よりも拘束力が強く、ハードな内容となつてゐることは知つてはいたが、調査を丁寧に読んでみて、これまでのアルバイトとは質的変化が起つてゐることを痛感した。

劣化した雇用状況を表現する言葉として、「アラフク企業」という言葉が二〇〇〇年代後半以降に広がつてきた。この言葉は主としてインターネット上で広がり、IT企業の過剰労働を取り扱つた映画「アラフク会社」に登場しているんだが、もう俺は限界かもしれない」が二〇〇九年に上映されてから、人口に膾炙するようになつた。

「アラフク企業」の著者である今野晴貴は労働相談の経験から「アラフク企業」という言葉が若者に浸透したのは一〇一〇年の末以後だと言う。労働相談において「アラフク企業」という言葉がその頃から頻繁に登場するようになった。今野晴貴「アラフク企業」には、企業における人格無視のハラスメントによる過重強要、理不尽な新人研修などの実態が赤裸々に記述されている。

「アラフク企業」という言葉が登場したことの意味は、若年の雇用・労働問題の捉え直しにある。一九九〇年代以降、若年の雇用・労働問題の焦点の一つが非正規雇用の拡大であつた。非正規雇用の著者は「フリーター」と呼ばれ、自由で気楽な働き方を自ら選び、まじめに働くことなく安易な労働に従事している若者というイメージが付与された。

その後、「フリーター」ではなく、まじめに働きうとしない若者として「ニート」という言葉が生み出された。「ニート」とは労働せず、通常もしていない三五歳未満の者をさす言葉として使用され、働く意欲をもたない若者たちという「レッテル」としての機能を果たしてしまつた。

「フリーター」や「ニート」という言葉は、若年の雇用・労働問題の要因を「怠惰」で「意欲をもたない」若者の意識のあり方に見出している。これらの言葉が新自由主義のイデオロギーである自己責任論によつて生み出され、さらにそれを漫遊させたことは間違いないだろう。

これに対して「アラフク企業」は企業・雇用者側の労務管理のあり方や働きかせ方を批判し、「告発」する言葉である。「フリーター」や「ニート」といった言葉への批判として有効であるし、若年の意識のあり方に焦点を当ててきた若年の雇用・労働問題の捉え直しを行つたことの意義は大きい。

今野晴貴は「アラフク企業」という言葉の登場を、「年越し派遣村」問題などによる「貧困」の可視化に対する世論の反応への批判として位置づけている。

非正規雇用の増加が若年層の就職の安定を奪い、貧困をもたらしているという認識が広がつたことは重要である。新自由主義のもたらす矛盾を多くの人が理解するようになったからである。

しかし、非正規雇用による不安定化と貧困への着目は、若年層の多くに非正規雇用に就くことの恐怖と正規雇用に就くことへの過度の執着をもたらした。大学生の長期かつ激烈な就職活動はそのあらわれである。『就活うつ』や『就活自殺』といった悲劇が多発し

た。正規雇用と非正規雇用とを区別するまなざしはより強固なものとなり、正規雇用を選択し、それへ向けての準備を怠らないことが是とされた。非正規雇用に就くことは、本人の「自己責任」の結果とされた。

こうした正規雇用と非正規雇用の分析、正規雇用に就くことへの過度の執着や自己責任論の蔓延という事態に対して、「アラソク企業」は新しい提起を行っていると今野は位置づける。なぜなら「アラソク企業」の被害の対象は主に正社員だからである。正社員の長時間労働やパワーハラスメントという問題を提起することによって、「正社員＝安定」、「非正社員＝不安定・貧困」という固定化を相対化できる。アラソク企業という言葉で、正社員になつても安泰ではないといふことが、広く世の中に伝せられた。

筆者はアラソク企業という提起を重要なものと考えていた。「一〇一三年六月～七月の学生アルバイト調査の結果を見て余りにも過酷な働き方の実態を知ることになり、こうした学生たちの労働のあり方を「アラソク企業」に倣つて、「アラソクバイト」と名づけた。七月に筆者のフェイスブックでこの言葉を使用したことから、プロダクやツイッターなどインターネット上で大きな反響があつた。八月に入ると『毎日新聞』や『中日新聞』からの取材があり、「アラソクバイト」についての記事が掲載された。新聞記事を通じて「アラソクバイト」という言葉は広く知られることとなつた。

筆者が考えるアラソクバイトの定義は次のようなものである。

低賃金であるにも関わらず、正規雇用労働者並みの義務やノルマ、重労働を課されるアルバイトのこと。非正規雇用労働の基幹

化が進むなかで登場した。残業代の未払いや過酷な長時間労働など、法令違反をともなうことが多い。

例えば、ノルマの達成が業務づけられ、それが不可能であれば商品を買い取らざるという悪しき慣行は正社員の間で横行していたが、それが学生アルバイトにまで課されるようになつた。アラソクバイトは、アラソク企業で正社員に行われている理不尽な命令が、学生アルバイトにまで浸透していることを示している。

かつては正社員が学生アルバイトの新人研修を行っていた。近頃は学生アルバイトが数ヵ月たつと、学生アルバイトの新人研修を担当する。学生アルバイトのシフト管理は正社員の仕事であつた。最近では学生アルバイトのシフト管理も、学生アルバイトが行つていい。そしてアルバイトがアルバイト募集を行う職場さえある。正社員の仕事の多くが、アルバイトによって担われているのだ。

かつてパートやアルバイトといった非正規雇用労働は、正規雇用労働の不足を補う役割を果たすものとして登場した。しかし正規雇用労働の削減にともなう非正規雇用労働の増加は、正規雇用労働者が担つていた仕事が非正規雇用労働者に移行することを必然的に伴う。徐々に、非正規雇用の「補助」労働から「基幹」労働への変化が進んだ。

近年、非正規雇用の「基幹」労働化はさらに進み、学生アルバイトまでがその一翼を担つようになつた。「バイトリーダー」や「バイト責任者」といった言葉の登場は、学生アルバイトが現場の全体責任を担わされるようになつたことを示している。正規雇用労働者はそこには存在しないが、あるいはほぼその役割を果たしていない。

正規雇用労働の減少、さらには消滅という事態が広がっている。アラソクバイトの広がりは、大学生の生活に深刻な影を落としている。週一五コマ講義（=週三〇時間）に出て週三〇時間アルバイトをすれば、合わせて週六〇時間労働となり、過労死ラインに達する。バイトリーダーの役割を担わせている学生の一人は、講義中にも自分のスマートフォンにアルバイト先からの連絡が頻繁に来て、絶えることがない。アルバイト現場で起きるトラブルへの対応を、労働時間外にも求められるからだ。労働時間外であるから、この労働は無給である。この学生はアルバイト現場に、四六時中拘束されている。

大学生の多くは暇とゆとりを失つてしまつた。かつて「レジャーランド」と呼ばれていた大学は一〇一三年現在、「ワーキングアーランド」へと姿貌している。

二 全身就活

竹信三恵子・和光学園大学教授との対談「全身就活」から脱するための一〇一三年四月号⁹で、筆者は「全身就活」という言葉を初めて用いた。「全身就活」という言葉は、近年における学生の就職活動の実態を観察するなかで思い浮かんだものである。

大学三年の後半から一齊に始まる就職活動が、人によつては卒業まで一年半も続くほど長期化している。何百もの会社にエントリーしても、面接まで残るのは数社といった過酷な就職活動が日常的風景となつていて。

「就活ルック」や「就活メイク」はすでに常識だが、近年では就活のための「アチ整形」を行なう学生もいるという。まさに「全

身就活」であるが、ここで「全身」とは外見のことだけを意味するのではない。

就職の採用基準が不明確であるため、不採用となつた学生は自分の内面を否定し続けることを強いられる。「自己分析」や「コミュニケーション能力」の名の下に、「会社にどうしたら気に入られるかを考え続けることになる。その過程で自らの考え方や感情を会社にとって好ましいものへと適合させようとする学生は少なくない」、「全身就活」とは、学生が自分の心や精神までをも就職先へと総動員する状況を意味している(6)。

大学三年の後半から就職活動は本格化するが、実質的なスタートは大学入学時点となっている。一年生から就職向けの講座を受講したり、就職交通費のためのアルバイトを開始する学生も多い。多くの学生が、サークルやゼミ、アルバイト、留学なども「就職にとても有利か否か」という基準で選択する。学生生活のあらゆる活動が就活を成功させるための手段として位置づけられる。学生生活全般が就活へ向けて組織化される「全身就活」が、大学生の間に広がつていつた。

「全身就活」は、それを支える脚アクトの存在抜きには説明できない。学費を負担している親・保護者は、子どもが正規雇用に就職することを強く望んでいる。少子化時代になつて学生をいかにやるかに苦心している大学・短大は、新卒就職率を上げることに力を注いでいる。就職情報専門会社は、人びとが就活に必死にならざるほど利潤を得ることが可能だから、「就活の厳しさ」をアピールし、学生の不安を煽る。親・保護者、大学・短大、就職情報専門会社などが、一緒になつて「全身就活」を支えているのだ。

「全身就活」とは、学生の多くが自らの心身や学生生活全体を動員しなければならない過酷な状況を示している。しかし、こうした「全身就活」を行つても、就職を決めることは容易ではない。人件費の削減によって利益を引き上げる企業の増加によって、非正規雇用が激増し、正規雇用が激減しているからである。

自らの心身や学生生活全体を動員した「全身就活」は、学生を追い込んでいる。就活中にうつ病になる「就活うつ」や精神疾患が増加している。最悪の選択が「就活自殺」である。就職活動の失敗が、自分の人格や全人生の否定であるかのように感じられてしまうことから生じている。「全身就活」の過酷さは明らかだ。

「アラック企業」であることがわかつていても、就職を決断する学生も存在する。「もう疲れました」という言葉に象徴的にあらわれている通り、「全身就活」の過酷さから早く抜け出したいという気持ちが動機の一つとなっている。また、就職活動の過程で世の中の現実に直面し、それまでは忌避していた「アラック企業」への入社も「止むを得ない」ものと自己納得するケースもある。「全身就活」は理不尽を受けるプロセスにならっている。

新卒を大盤採用し、企業内訓練を行う「日本型雇用」が解体したにも関わらず、新卒一括採用システムは継続している。中途採用システムの整備や職業訓練の充実は、十分には進んでいない。そんななか、限られた「正社員」の席を目指して、学生の多くは「全身就活」を行わなければならない状況に置かれている。

三 貧困ビジネスとしての奨学金

奨学金も学生を追いつめている。まず近年、奨学金利用者が急増

していることが挙げられる。奨学金利用者の割合は、一九九八年一二三・九パーセントから二〇一〇年には五〇・七パーセント（学部生両面）と全体の五割を超えた。背景には日本型雇用の解体による世帯年収の減少がある。世帯年収（中央値）は、一九九八年五四四四円から二〇〇九年の四三八八円と一〇〇円以上も低下している。世帯年収の減少と奨学金利用者の増加の時期がぴったり重なっていることがわかる。

大学生の半数以上が奨学金を利用していることに加えて、奨学制度の悪化が急速に進んだ。全奨学金制度の八割を占める日本学生支援機構の奨学金が、旧来のものとは激変している。

日本学生支援機構の奖学金は、無利子の第一種奖学金と有利子の第二種奖学金がある。一九八四年に導入された有利子の第二種奖学金は、一九九〇年代後半以降に急増した。二〇〇七年度以降、民間資金の導入も始まった。一九九八年から二〇一三年度の一千万間に有利子の貸与人數は約九・三倍、事業費は約一・四倍に膨れ上がった。それに対して無利子の貸与人數は約一・一倍、事業費は約五倍であるから、奖学金制度の中心は無利子から有利子に移行することになる（図1・図2参照）。

一九九八年には無利子三九万人に対して有利子が一一人で、有利子利用者五〇万人のうち八割弱が無利子を利用している。しかし、二〇一三年には無利子二八万人に対して、有利子は九六万に達している。全有利子利用者一三四四万人のうち、七割以上が有利子を利用していることがわかる。

全学生の半数以上が奨学金を利用し、その八割を占める奖学金の大半が有利子であることは、学生の相当数が多額の借金を

えていることを意味する。

実際、奨学金返還の実情は深刻だ。第一種奖学金を月に一〇万円借りた場合、総額は四八〇〇万円に達する。有利子の利率を上限の三・〇パーセントとするとき、返還総額は約六四六六万円となる。大学卒業後、毎月約二万七〇〇〇円の返還を二〇年間継続しなければならない。夫婦ともに借りていれば、返還総額は軽く一〇〇〇万円を超え、毎月の返還額は約五万四〇〇〇円に達する。これで結婚生活や子育てが可能だろうか。

返還が滞れば、年利一〇パーセントもの延滞金が課せられる。延滞金発生後の返還は、延滞金+利息+元金の順に行われるため、元金を減らすことが困難である。「奨学金ホットライン」では、六〇歳近くでも奨学金返還が終わらない方からの相談があつた。奨学金返還が一生懸命やらない事態が生まれているのである。

二〇一〇年度の奨学金利息收入は二三二一億円、延滞金收入は三七億円に達する。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のところに行く。この金の行き先は銀行と債権回収専門会社である。返還される奨学金は、将来の学生が借りる奨学金の原資となります」という説明が学生になされているが、実際には金融機関と債権回収専門会社に利益をもたらす「金融事業」となっている。奨学金を利用するものは、経済的に豊かでない家庭の出身者が多数を占めることから、奨学金は一種の「貧困ビジネス」と呼べるだろう。

「貧困ビジネス」としての奨学金が、学生に与える影響は深刻だ。卒業後、多額の奨学金返還をし続けることが心配であるため、在学中からアルバイトで返還金を貯めている学生も少なくない。これで奨学金が「学生の勉強する時間を確保する」という目的を果たさ

ていないといふになる。

奨学金返還の過酷さは、就職活動や卒業後の働き方に影響を及ぼす。卒業後すぐに返還が始まるため、「卒業時に何が何でも正社員にならなければならぬ」というアレッシャーが、学生に重くなる。「全身就活」に拍車がかかり、「アラック企業」であつても社会で仕事を得ないという傾向を助長する。また、自分が就職した所が卒業後に「アラック企業」であることが判明しても、奨学金返還があるためにその企業を辞められないという事態も生じるだろう。

利子付き奨学金が主流となつたことによつて、卒業後の返還が

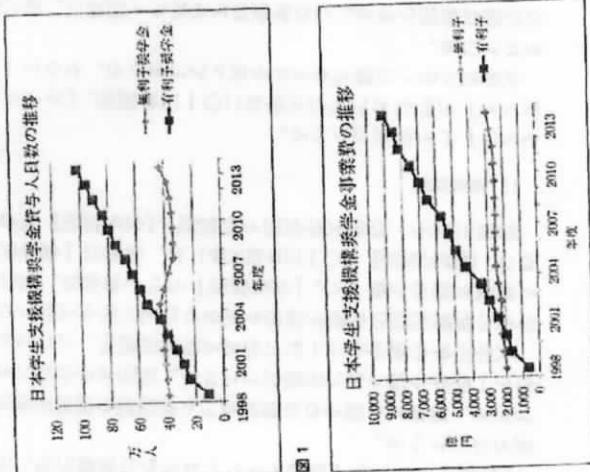


図1

難である。これから、経済的には苦しくても奨学生を利用しない学生も多い。彼らの多くは大学入学後に「バイト賛成」生活を強いられる。そのことは「アラクバイト」をより要延させる傾向につながるだろう。利用すべき学生が利用できない事態は、奨学生制度の機能不全を示している。

四 われに

「一〇一二年に」「アラクバイト」「全身就活」「貧困ビジネスとしての奨学生」といった言葉を筆者がつくり、使用するようになつたのは、現在が巨大な転換期であるにも関わらず、そのことが明確には理解されていないことへの批判を意図したことである。

自分の自由に使えるお金を稼ぐために「好きな時間を選んで働く学生アルバイト」卒業後は正规雇用に決まる」と前提にした就職活動、無利子が基本で取り立てもそれほど厳しくなかつた奨学生といつたかつての学生・若年層をめぐる状況は、今ではすっかり変わってしまった。

従来同じ「学生アルバイト」(バイト)や「就職活動」(就活)、「奨学生」といった言葉では、正確な理解を妨げてしまうほど巨大な変化が起つたことが、「アラクバイト」「全身就活」「貧困ビジネスとしての奨学生」という新しい言葉を必要としたのである。

学生・若年層の困難への無理解や繰り返されるバッシングを見ると、日本型雇用のリアリティのなかにその多数が生きている「五〇歳以上」と、その大半が日本型雇用のリアリティを感じる「四〇歳未満」の「世代間断層」は深刻だ。しかし、「一〇一二年に学生・若年層の困難を表現する言葉が多数生まれたこと

とは、「世代間断層」を乗り越え、新たな社会的連帯が形成され可変性が生まれつつあることを示している。

註

- (1) 今野昭貴「アラク企画——日本を食いつぶす妖怪」(一〇一二年)、ナレッジ社。
- (2) 「ニート」という言葉とそれがもたらす影響への批判については、本田由紀・内藤明雄・後藤和智「ニート」って何うな?」(一〇〇六年)、光文社を参照。
- (3) この点については大内裕和×竹田三恵子「全身就活」から脱するためには「現代思想」(一〇一二年四月号「特集=就活のリアル」)、青木社を参照。
- (4) 「バート店舗」という言葉も日常的に使われるようになつた。これらが非正規雇用の基盤労働化を示している。
- (5) 大内裕和×竹田三恵子「全身就活」から脱するためには「における竹田の発言を参照。
- (6) 今野昭貴は、四年生は三年生よりも低い労働条件を受け入れる傾向があり、就職活動が企業的価値観に洗脳される過程となつていてこれを指摘している(今野昭貴「アラク企画——日本を食いつぶす妖怪」(一〇一二年)、文藝春秋)。
- (7) これについては森岡一「悪化する若者の雇用環境と大学生の就活自殺」『現代思想』(一〇一二年四月号「特集=就活のリアル」)、青木社を参照。
- (8) 韓国についても同様の状況が生まれている。韓国については竹田三恵子×大内裕和「全身就活」では乗り切れない『現代思想』(一〇一二年九月号「特集=就活のリアル」)を参照。
- (9) 奨学生制度の問題点については、奨学生問題検討会議「日本の奨学生はこれでいいのか」(一〇一二年)、あけび書房を参照。

「おうちひろかず・教育学・教育社会学」

井集 * 現代思想の論点21

福島第一原発の汚染水問題

吉岡 育

原発

「一〇二年初夏頃から、東京電力福島第一原発の放射能汚染水の外部(敷地内、敷地外)への大規模な漏洩が発覚し、大きな問題となつてきている。その概要を整理するとともに解決策について、論じてみたい。本稿は大きく二つのパートに分けられる。

第1節では、放射能汚染水漏洩問題の概要について簡単に説明しながら、なぜこのような事態に立ち至つたかについて分析する。事前に危険を察知しながら何の対策も講じないというのが、東京電力の本質であり、それが迅速な対処を妨げているというのが、筆者の認識である。

第2節では、東京電力と政府が、このような事態が起きるのを回避するための初動対策をとることが可能だったのに、それを見逃してきただけを指摘したのち、一〇一二年一月の時点において東京電力と政府が進めている対処法を批判的に検討する。

なお本稿では、事故影響修復活動というキーワードを頻繁に使う。

それは汚染のこれ以上の拡大を防止するだけでなく、事故が起きた前の状態へと事故現場を近づけていく活動を指す。原子力事故については、事故の痕跡を消すことは不可能であり、直すことが可能な部分のみを直すという形で対処するしかない。こうした事態を表現するために「修復」というキーワードを用いる。「復旧」や「復興」という表現は実態にそくわない。

1 放射能汚染水漏洩問題の概要

(1) 元因としての廃熱注水冷却システム

「一〇一二年三月一日に始まった東日本大震災により、東京電力福島第一原発一~四号機エリア(南側)は長時間にわたる全電源喪失状態(全ての交流・直流の電力供給が途絶れた状態で、英語ではSBO(ステーションアラクアウト)と呼ぶ)に陥り、わずか三日程度の間に一号機、二号機、三号機、四号機の順で相次いで炉心メルトダウン

2014

11

朝日新聞社

【回収資料】

Journalism

ジャーナリズム

no.294

特集 所得格差・雇用格差・貧困の世代間連鎖・「地方消滅」……

どうする 格差社会ニッポン

増田寛也／野村総合研究所顧問・元総務相
 vs 阿部彩／国立社会保障・人口問題研究所
 vs 竹信三恵子／ジャーナリスト・和光大学教授

人口急減問題を解決していくためにも
 女性や子どもの貧困、非正規労働による貧困の問題を
 みんなできちんと議論しよう



さいきまこ『陽のある家～生活保護に支えられて～』
 (秋田書店)より

小此木潔／上智大学教授・元朝日新聞編集委員
 格差の謎を解いたトマ・ピケティの
 「21世紀の資本論」
 メディアは熟読して視野を広げよ

さいきまこ／漫画家
 生活保護を題材にした漫画
 「陽のある家」で
 不寛容な社会を少しでも変えていきたい

石井光太／ノンフィクション作家・小説家
 都市の中で孤立化する日本の貧困者
 メディアは身近な問題として本質に迫れ

高坂勝／緑の党グリーンズジャパン前共同代表・
 Organic Bar 店主
 格差の底から「革命」が生まれる
 「ダウンシフターズ」として愉快に生きよう

どうする格差社会ニッポン

大内裕和……

奨学金返済の重荷と雇用劣化が中間層解体と人口減を深刻化する

おおうち・ひろかず

中京大学国際教養学部教授

1967年生まれ。東京大学大学院教育学研究科博士課程単位取得退学。松山大学人文学部教授を経て、2011年から現職。著書に『全身○活』(竹信三恵子との共著、青土社)、『日本の奨学生はこれでいいのか!』(共著、あけび書房)、『ブラック企業のない社会へ』(共著、岩波書店)、『愛国心と教育』(編著、日本図書センター)、『民主党は日本の教育をどう変える』(岩波書店)など多数。

奨学生問題が深刻化している。

1990年代半ばまで、大学での奨学生は全体のなかでは少数の、経済的に厳しい家庭の出身者が主として利用していた。終身雇用と年功序列型賃金を特徴とする日本型雇用が維持されていたそのころまでは、大学進学者の家庭の多くは子どもたちの学費を支払うことが可能であり、奨学生利用者は全大学生のなかでは少数派であつた。

親世代の経済状況悪化

奨学生利用が過半数に

しかし、それ以降、奨学生をめぐる状

況は大きく変わった。それは大学生の学費を主として負担している親世代の経済状況の悪化である。バブル経済崩壊後の経済状況の悪化、新自由主義的グローバリゼーションの進行は、日本型雇用を解体し、非正規雇用の増加と正規雇用労働者の待遇悪化という事態をもたらした。民間企業労働者の平均年収は1997年の46.7万円から2012年には40.8万円へと大きく減少した(国税庁「民間給与実態統計調査」)。

全世帯の平均所得も、1996年の6.61万円から2012年には54.8万2,000円に減少している(厚

生省「国民生活基礎調査」)。

「子どもが成長する頃には賃金が上がる」年功序列型賃金制度の揺らぎによって、奨学生を借りることなしには子どもを大学に通わせることが困難な家庭が増加した。全大学生(学部生・昼間部)のなかで奨学生を利用している者の割合は、1996年の21.2%から2012年には52.5%に急上昇した。民間企業労働者の平均年収や世帯の平均所得の減少と奨学生利用率の上昇の時期が、ぴったりと重なっている。奨学生利用者の急増の背景には、親世代の経済状況の悪化があることが分かる。

奨学生利用率が全大学生の約2割から5割以上へと増加したことは、量的な変

た。この間に、質的な変化を意味して、いる。奨学金は、経済的に厳しい状況に置かれた少数派の学生に限られた問題ではなく、大学生の多数派に関わる問題となつた。現在では、奨学金を利用するとなしには大学進学できない学生が多数を占めるようになつたのである。

無利子から有利子主体に 奨学金制度が金融事業化

奨学金利用者が増加したことにより、奨学金制度も大きく変化した。無利子奨学金から有利子奨学金への移行が急速に進んだのである。1983年まで、日本育英会の奨学金には利子がつかなかつた。84年の日本育英会法の全面改正によつて、奨学金に有利子枠がつくられた。

この有利子貸与奨学金の創設は、奨学金制度への「外部資金の導入」を意味した。無利子貸与奨学金は一般会計から支出される政府貸付金が中心的な財源であるのに対して、有利子貸与奨学金は財政投融资を中心的な財源として運営される。税金で支えられる一般会計から支出するのではない点で、「小さな政府」を目指した当時の中曾根政権が進めた新自由主義

政策とも合致するものであつた。

有利子貸与奨学金の増加に拍車をかけたのが、99年4月に出された「きぼう21プラン」であつた。ここで有利子貸与奨学金の採用基準が緩和されるとともに、貸与人数の大幅な拡大が図られた。財政投融資から日本育英会への支出は98年の

4,980億円から99年の12,620億円へと1年間で約2.5倍に増加し、2003年には有利子貸与が無利子貸与の貸与人

数を上回つた。

そして、04年に日本育英会は廃止され、日本学生支援機構への組織改編が行われた。独立行政法人である日本学生支援機

図1

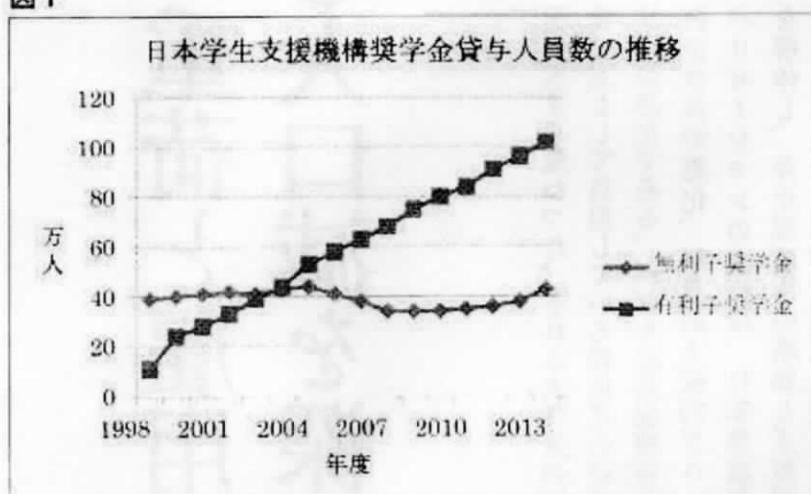
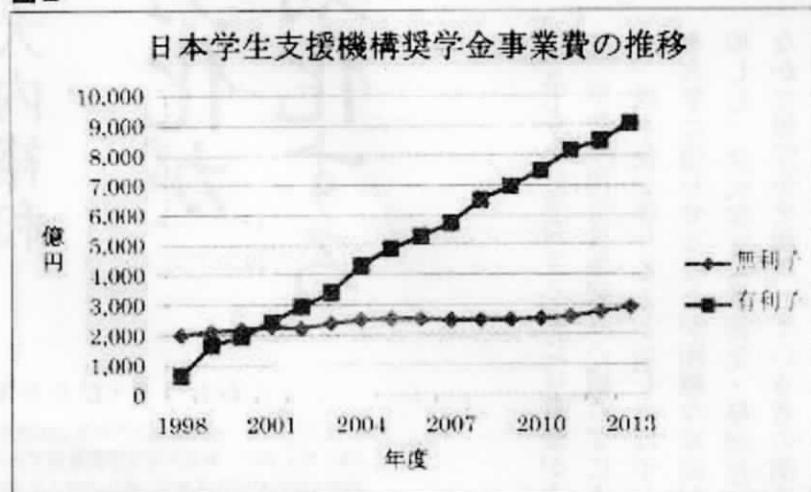


図2



構は、奨学金制度を「金融事業」と位置づけ、その中身をさらに変えていった。

07年以降は、民間資金の導入も始まった。

この過程で、1998年から2013

年の15年間に有利子の貸与人員は約9・

3倍、事業費は約14倍にも膨れ上がった。

同時期に無利子の貸与人員は約1・1倍、

事業費は約1・5倍にしか増加していな

い(図1、2)。大学生の奨学金全体の約8割を占める日本学生支援機構奨学金は、

有利子奨学金が全体の7割以上を占めるようになつた。この間に奨学金制度の中心は無利子から有利子へと移行したことになる(注1)。

日本学生支援機構の奨学金は貸与制であり、返還が問題となる。無利子の第一種奨学金は、返還額が月に1万5000円以内になるように設定されている。自宅外から国立大学に通う大学生の場合、月に5万1000円を借りることができる。4年間の貸与総額は244万8000円になる。これを大学卒業後に15年かけて返還する。返還月額は1万3600円となる。23歳から払い始めると、滞りなく払い続けることができれば、38歳で返還が終了する。

親に学費や生活費を支援してもらつて

いることの多い大学生は、この額の大変さにリアリティーを感じない場合もあるが、月に1万3600円の返還を続けるというのは、それほど容易ではない。

返還総額は843万円 20年払い続けますか?

さらに多数派である有利子の第二種奨学金の場合だと次のようになる。

月に12万円を借り、入学時増額50万

円を利用すると、4年間の貸与総額は626万円になる。上限利率の3%で計算すると返還総額は843万6847円である。この場合、毎月の返還額は3万5152円で、返還年数は20年となる。23歳から返還を始めて43歳までかかる。月に約3万5000円という返還額は莫大であり、これが大きな負担となることは間違いない。

1990年代前半のバブル経済が崩壊した後、大学卒の就職状況はそれまでとは大きく変わつた。学校基本調査によれば、大学卒の就職率は91年の81・3%から急速に低下し、2003年には55・1%となつた。その後も50%台から60%台の間を上下している。

何とか職を得ることができても、契約社員や派遣社員、アルバイトなどの非正規雇用に就く大卒も増加している。2013年に、非正規雇用で就職したり、就職も進学もしていない進路未決定者など、安定的な職に就いていない人は新規大卒全体の20・7%を占める11万5564人である。このうち週30時間以上働く契約社員や派遣社員になった人と、アルバイトなどの一時的な仕事と

た未返還額は過去最高の約925億円に上つた。

奨学金返還を滞納している人に対しても、「甘えている」とか「借りたものを返すのは当たり前だ」という声が数多く存在するが、そこには急速に進んでいる労働市場の劣化と若年層の貧困化への視点が欠けている。奨学金返還を滞納している人の多くが、「返したくても返せない」というのが実情である。

何とか職を得ることができても、契約社員や派遣社員、アルバイトなどの非正規雇用に就く大卒も増加している。2013年に、非正規雇用で就職したり、就職も進学もしていない進路未決定者など、安定的な職に就いていない人は新規大卒全体の20・7%を占める11万5564人である。このうち週30時間以上働く契約社員や派遣社員になった人と、アルバイトなどの一時的な仕事と

者の7・1%の3万9636人に達する。

非正規雇用労働者の多くは正規よりも低賃金である。12年の「就業構造基本調査」で見ても、パート、アルバイト、派遣、契約などの非正規雇用労働者の90%以上が年収300万円未満となっている。非正規雇用労働者の多くが、奨学金返還が困難であることは容易に理解できる。

非正規雇用労働者の増加とともに、正規雇用労働者の働き方も変化してきている。正規雇用労働者の待遇が低下してきているのである。ボーナスがなかつたり、年功序列型賃金でなかつたりするなど、低待遇の正規雇用のことを「周辺的正規労働者」と呼ぶ(注2)。この周辺的正規労働者が増えている。正規雇用労働者でも年収300万円未満の労働者が1052万人で、正規雇用労働者全体の31・8%に達している(注3)。

周辺的正規労働者の中心はこれまで女性であった。しかし近年は、家計を支えることを想定されている男性正規雇用でも、周辺的正規労働者が急増している。働き盛りの男性正規雇用労働者(30~59歳)で、非正規雇用と同等の年収300万円未満の人が1997年

2012年には265万人(約15%)を超えた(注4)。

低賃金労働者が急増 奨学金返還が困難に

増加する非正規雇用労働者の9割以上が、年収300万円未満である。正規であっても低賃金の周辺的正規労働者が男性にも広がり、正規雇用労働者においても年収300万円未満が全体の3割以上となっている。大学を卒業して就職できただとしても、低賃金労働者になってしまいう危険性は飛躍的に高まっている。

日本学生支援機構の奨学金の3カ月以上の延滞者の中うち46%が無職あるいは非正規雇用で、83・4%が年収300万円未満というデータが出ている。このデータを見ても、奨学金を「返せるのに返さない」という批判は誤つていて、失業率の高まり、非正規雇用や周辺的正規労働者の急増など、「若年層の貧困化」が、奨学金返還を困難にしているという構造を捉えることが重要である。

滞納が問題となっている一方で、回収やペナルティーの強化が進んでいる。日

本学生支援機構は2010年8月に「債権管理部」を設置し、回収を強化している。延滞が3カ月に達すると、延滞者の情報は個人信用情報機関に登録する。一度登録されると、延滞が解消しても5年間は登録されたままとなる。登録された期間はローンやキャッシュ、クレジットカードの審査には通らない可能性が高くなる。

延滞が4カ月に達すると、延滞債権の回収を債権回収専門会社に委託する。そして延滞が9カ月になると自動的に法的措置となる。日本学生支援機構は、地元の簡易裁判所などに支払い督促の申し立てをし、裁判所は当事者に「支払い督促」を発行する。裁判所から支払い督促を立てられた者は04年にはわずか200件であったが、11年には1万件にも増えている。まさに奨学金被害ともいいくべき事態が広がっている。

原資の確保を優先するのであれば、元本の回収がより重要なはずであるが、日本学生支援機構は04年以降、回収金はます延滞金と利息に充当する方針を続けている。10年度の利息収入は232億円、延滞金収入は37億円に達する。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関

係のところに行っている。

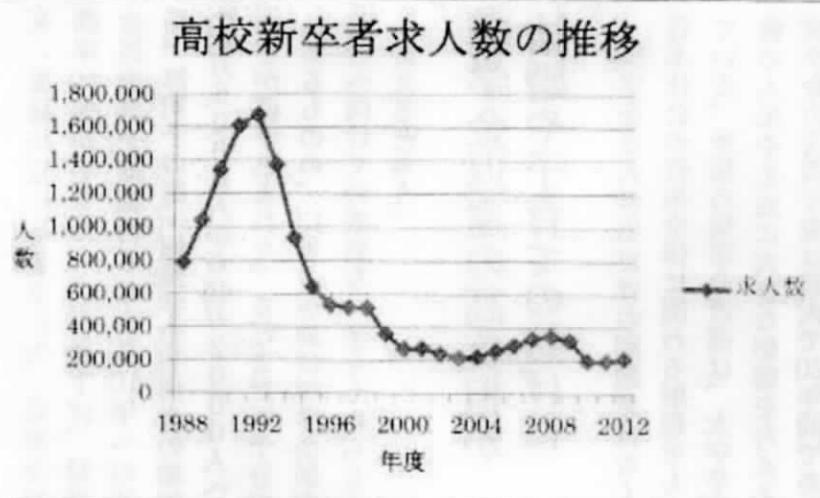
この金の行き先の一つが銀行で、もう一つが債権回収専門会社である。10年度期末で民間銀行の貸付残高は約1兆円で、年間の利払いが23億円である。同年度、債権回収約5万5000件を日立キャピタル債権回収株式会社など2社に委託し、16億7000万円を回収していく。そのうち約1億400万円が手数料として支払われている。奨学金が、銀行や債権回収専門会社に利益をもたらす「金融事業」となつており、それが多数の奨学金被害を生み出していることが分かる。

高卒求人が急速に減り 大学進学なら高い学費

奨学金返還の困難さを説明すると、それだけ進学が大変なのであれば、大学進学をせずに高卒就職の道を選択すべきだという議論がよく登場する。しかし、「高卒就職の激減」という労働市場の変化が起ころっていることを見落としてはならない。

1991年のバブル経済の崩壊と経済のグローバル化の影響を大卒以上に受けたのが、高卒の就職・雇用状況である。

図3



高校の求人件数は92年の167万6000人をピークとしてその後、急速に減少する。95年には64万7000人とピーク時の半分以下となり、2011年には19万5000人にまで減っている。1992年の11.6%で、88%以上もダウントしたことが分かる(図3)。

例えば2011年度の高校新卒者の求人倍率は0.68倍、なかでも北海道は0.29倍、東北では0.32倍、山陰地方では0.46倍、北九州で0.45倍、南九州で0.33倍と極めて低くなっている。この状況では、家計が経済的に厳しくても、就職するためには大学に進学しようと考へる人びとが増加するのは当然だろう。

高校卒業後の就職が厳しく制約され、半ば大学進学を強いられている状況が広がっている。大学に進学する学生に対して、「強い目的意識もなく進学している」とか「好きで進学しているのだから、財政的サポートは必要ない」という意見は外している。彼らの多くは、厳しい就職状況のなかで好むと好まざるとにかかわらず、大学進学をせざるを得ない。そのなかで、学生と親は高い学費負担を強いられている。

こうした状況に対して、中京大学の学生2人が有利子奨学金の無利子化や給付型奨学金の導入を目指して、12年9月1日に「愛知県 学費と奨学金を考える会」(ホームページ <http://www.hanachan.com/> フェイスブック <https://www.facebook.com/>)

改善へ向けて、学生たち自身が当事者として声をあげる貴重な試みであった。

学生たちの活動に触発されたかたで、13年3月31日に奨学金返還困難者救済と奨学金制度の改善を目指す全国組織として、「奨学金問題対策全国会議」（ホームページ <http://syogakukin.zenkokuiga.net/> フェイスブック <https://www.facebook.com/syougaakukin>）が結成された。ここには教育学研究者や教員などの教育関係者と、

クレジットやサラ金などの多重債務問題に関わってきた弁護士や司法書士など法律の専門家が連携することとなつた。

これらの運動が広がつたことによつて、奨学金問題が社会問題として「可視化」された。新聞やテレビなどの報道が増加し、奨学金返還に苦しむ当事者の声がメディアを通して伝えられた。当事者の声や奨学金制度の実情が報道されるにつれ、奨学金問題の焦点が「返さない」個人のモラルの問題から、奨学金制度が抱える構造上の問題や「返せない」若年層の貧困問題へと徐々に移動していった。

2013年内に改善への動きが始まつた。同年12月24日に、14年度予算

案（審議に付され未表記）にて、返済全額課率10%から5%への引き下げ、奨学金返還猶予期限の5年から10年への延長、無利子の第一種奨学金利用者の増加指す全国組織として、「奨学金問題対策全国会議」（ホームページ <http://syogakukin.zenkokuiga.net/> フェイ

スブック <https://www.facebook.com/syougaakukin>）が結成された。ここにはあるものの、13年の運動は奨学金制度改善へ向けての重要な一步をもたらした

などが盛り込まれた。まだまだ不十分ではあるが、まだ不十分ではあるものの、13年の運動は奨学金制度改善へ向けての重要な一步をもたらした

と言えるだろう。

具体的に考えてみよう。月に12万円を借り、入学時増額50万円を利用すると、上限利率の3%で計算すれば返還総額は843万6847円となる。毎月3万5152円を順調に返還したとしても、5年間で返還できるのは210万9120円であり、632万7754円の返還が残っている。

大学卒業から5年後の27～28歳で結婚する時点で、632万7754円の奨学金返還が残っていることは、結婚後の人生や生活に大きな影響を与える。奨学金の返還年数は最大で20年間であり、大学卒業後の結婚・出産・子育てなど重要なライフイベントの時期と重なるからである。

インターネット上の「YAHOO！知恵袋」というページで、「奨学金 結婚」と入力すると大量のQ&Aがヒットする。「奨学金返済があると結婚はできないですか？」「結婚を考えている彼氏が、奨学金の返済が滞つて困っています」

奨学金返済は最大20年と、長期にわたる点に特徴がある。何とか結婚できたとしても、奨学金の返済は最初の子どもの

ことは、奨学金返済が結婚の妨げとなることであることを示す質問が、数多く掲載されている。結婚への妨げとなるのであるから、奨学金返済が出産や子育てに悪影響を与えることは容易に予測できる。

出産、第2子を産むか否か、第3子を産むか否か、に重大な影響を与えることになるだろう。教育費、特に高等教育の私費負担が莫大である日本社会では、子どもが小さい頃に、大学・短大・専門学校への進学へ向けて貯蓄の準備が必要とされることが多い。しかし、これから若年層の家庭にとって、奨学金返還、子育て費用、そして大学進学へ向けての貯蓄という三重の負担を継続することは、容易ではないだろう。

「格差と貧困」が顕在化でも進まぬその解決

2005～07年にかけて、新聞やテレビ等で「格差社会」が話題となつた。05年にNHKで「NHKスペシャル・フリーダー漂流——モノづくりの現場で」、続いて06年に「NHKスペシャル・ワーキングブア」が放送された。07年には「NNドキュメント」で「ネットカフェ難民」について放送がなされた。

「格差社会」に加えて、「貧困」が社会的注目を集めたのが、08年末から09年初頭にかけての「年越し派遣村」であつた。大量の派遣切りによつて生み出され

た貧困者の存在が、マスメディアによつて「可視化」されたことのインパクトは大きかつた。

「格差と貧困」の顕在化は、当時の野党第一党・民主党の「生活が第一」への政策転換を生み出し、09年の政権交代の一つの要因となつた。政権交代後には、政府による貧困率の発表がなされ、高校授業料無償化や子ども手当の導入など、貧困対策や教育への公的支出の増加、少子化対策などについて一定の前進がなされた。

しかし、12年の総選挙で自民党的第2次安倍政権が成立すると、子ども手当と高校授業料無償化の廃止など、民主党政権政策の転換が急ピッチで行われている。「格差と貧困」が「発見」されたものの、政治的・社会的解決が「挫折」したことによって、人びとの多くは无力感におそれた。そして、「格差と貧困」への恐怖と、自分だけはそこに陥りたくないという大衆意識が広がることとなつた。

失業や非正規雇用を避けるために、経済的に無理をしてでも大学に進学し、大学進学以降も卒業後の就職に全力を傾げる。大学一年生時からの資格取得や「就職のための」ボランティア参加、大学に

おける保護者向けの就職説明会が盛んとなり、親子二人三脚の「全身就活」(まき)が、全国各地の大学で広がることとなつた。「全身就活」によつて、学生には巨大事なフレッシュヤーがかかるようになり、「就活うつ」や「就活自殺」までが社会問題化するに至つた。

ここで登場してきたのが、「ブラック企業」(注6)問題であつた。「とにかく失業や非正規雇用だけは避けたい」という大衆意識の広がりは、「何が何でも正規雇用に就きたい」「正規雇用に就けさえすれば何でもよい」と考える大学生とその親たちを大量に生み出した。そこにはけ込んだのが、「正社員」を売りものにする「ブラック企業」であつた。正社員であることを餌にして、新規卒業者を大量に集め、過剰労働で若者を使い潰すことによつて利益を上げる企業が登場したのである。

また経済的に無理をしてでも、大学に進学する人が増えたことによつて深刻化したのが、奨学金問題であつた。

「ブラック企業」や奨学金問題の登場は、日本社会における貧困が05～07年とは異なつた段階に来ていることを意味している。当時発見された貧困は主として、

陥された存在の問題であった。それは衝撃的な現実ではあっても、正規雇用労働者を世帯主とする家族や正規雇用を目指す若者にとって、自分たちとは別のものとして「他者化」されやすい存在であつた。

しかし、「ブラック企業」や「奨学金」は、失業者や非正規雇用労働者ばかりでなく、正規雇用の労働者にも直接関わる問題である。現在、4年制大学の進学率は約50%前後であり、その卒業生は日本社会の中間層（上層）を構成している。社会の中間層を構成する4年制大学の毕业生がブラック企業で使い潰されたり、奨学金返還によって結婚や出産、子育てが困難になるということは、「格差と貧困」の深まりが「貧困層」の発見から、「中間層の解体」に及び始めていることを意味する。

「中間層の解体」は、現在重大となつていて人口減を促進するだろう。男性の非正規雇用労働者の未婚率が高く、それが少子化をもたらしていることは、すでに多くの研究で明らかにされている（注7）。大学生の多くがかかる奨学金返還の困難さは、男性非正規雇用労働者ばかりではなく、男性・女性正規雇用労働者

「結婚や出産を諦めることを余儀なくさせる危険性が高い。それは少子化をより一層深刻化させることになる。」

奨学金制度の改善が待つたなしの課題

深刻化する労働市場の劣化（注8）に加えて、奨学金という名の多額の借金をかかえていれば、結婚・出産・子育てはいずれも容易ではない。多額の奨学金返還は未婚化と少子化を促進し、子育てを困難にする。本人所得に応じた奨学金返還の猶予・減額・免除が強く求められる。

「人口減社会」が深刻化し、「自治体消滅」が話題となるなかで、全国知事会は14年7月15日に「少子化非常事態宣言」を採択した。安倍政権は「地方創生本部」を創設し、同年の臨時国会で「地域再生法改正案」を提出した。

7月15日に公表された12年の子どもとの貧困率は16・3%と過去最悪を記録し、それを踏まえて8月29日に策定された「子どもの貧困対策大綱」には、「給付型奨学金の導入」は盛り込まれなかつた。注8 今野晴貴ほか『「ブラック企業」のない社会へ』（岩波書店）。

若年層雇用の劣化と奨学金被害が続けば、日本社会の中間層は解体し、人口減少は一層促進される。生産年齢人口の急速な減少と中間層の解体は、日本経済に甚大な悪影響を与える。深刻化する「人口減社会」を乗り越えるためには、若年層の雇用状況の改善に加えて、「本人所得に応じた奨学金返還の猶予・減額・免除」や「給付型奨学金の導入」など、「奨学金制度の改善」が必要不可欠であり、待つたなしの課題である。

■

1 詳しくは、奨学金問題対策全国会議編『日本の奨学金はこれでいいのか！』（あけび書房）を参照。

2 中西新太郎・藤輪明子編『キーワードで読む現代日本社会』第2版（旬報社）。

3 「就業構造基本調査2012年」。

4 「就業構造基本調査2012年」。

5 「全身就活」については大内裕和・竹田三恵子『全身就活』時代（青土社）を参照。

6 今野晴貴『「ブラック企業」（文春新書）』
7 たとえば、松田茂樹『少子化論』（勁草書房）を参照。

8 今野晴貴ほか『「ブラック企業」のない社会へ』（岩波書店）。

奖学金取り立て』ビジネスの残酷

「借金漬け」にして暴利貪る

「教育の機会均等に寄与するため

の援助を行う】——独立行政法人日本学生支援機構(旧日本青年会)が行う奨学金制度の目的である。

だがその裏では、奨学生を借金地獄へと突き落とす「官製学生口一ノ」と見紛うばかりのやり取りが、日々裁判所で繰り広げられている。

都内で自営業を営むA氏は、日本学生支援機構(以下、支援機構)から「九十万円を払え」と訴えられた。三月二十三日午後、東京地方裁判所の法廷で次のようなやり取りが交わされた。

A氏「(年収が約百万円しかないので)月々の支払額が一万二千円というのは厳しい。一万円以下でお願いしたい」

裁判官「じゃあ、間を取つて」

A氏「はい……それでいいです」

月々の払いが減つたからといって支払総額が変わるわけではない。だが支援機構側は「月額一万一千円」案に難色を示した。それでもA氏は安堵していた。というのも危うく九十万円どころか三百万円もの借金を背負い込むところだからだ。経緯はこうだ。

支援機構が申し立てた「支払督促」がA氏の元に届いたのは昨年夏。元本百六十三万円、延滞利息（年率一〇%）百五十二万円の計三百十五万円を払えという内容だ。

A氏は驚いた。どうの昔に返済済みだと思っていたからだ。支払督促は裁判に準じた手続きで、異議



奨学生を新たな「金融商品」とでも考えているのか(日本学生支援機構の資料)

申し立てをしなければ請求どおりに判決が確定する。A氏は異議を

十年前だ。無利子のもの百二十万円と、原則返済免除になる「特別貸与奨学金」五十七万円の計百八十七万円。卒業後すぐに返済を始めたため、給与口座からの引き落としで返済は終わつたはずだった。「三百十五万円」に疑問を持ったA氏が支援機構に問い合わせた結果、驚くべき事実が判明した。かつて二度続けて残高不足の月があり、それが理由で以後、口座に残

高があつても引き

入金がないことによつて、特別貸与奨学金の返還義務まで発生した。この間、育英会(当時)からの連絡は一切なかつたといふ。

途方に暮れたA氏
は、法テラス（日本
司法支援センター）
を通じて弁護士に相
談し、再び驚く。三
百十五万円の請求の
うち、約三百二十万
円が十年の時効を過

ぎていたのだ。時効が成立しているではないか——A氏が裁判で主張すると、支援機構側はすぐさま請求額を九十万円に訂正した。時効だと知りながら請求していたのだから悪質だ。「こうして事なきを得たA氏だが、「あまりにも村撰」と支援機構の対応に憤りを隠さない。

分割では解決したA氏に比べて、千葉県の会社員B氏の場合はさらに深刻だ。元本百万円と利息・延滞金六十万円の計百六十万円を一括で返済するよう支払督促を起こされた。

「元本だけに減額した上で、分割払いにしてほしい」

月収二十万円で辛くも妻子を養っているB氏は必死に頼み込んだものの、支援機構は聞く耳を持たない。絶望的な気持ちになったB氏だが、「返済猶予」という制度があることに気がついた。収入が少ないと事情があれば五年間を限度に返済を猶予、利息・延滞金を免除するという制度だ。

「返済猶予制度をさかのぼって適用できないものか」

わらにもすがる思いで訴えたB

氏だったが、支援機構側は冷淡だった。「申請しなかったのが悪い」とばかりに、「ビタ一文まけない」との態度を貰った。そして裁判官も同様で、請求額どおり百六十万円を一括で払えという判決を下し、確定する。ほかにも借金を抱えて無財金のB氏に払えるはずもない。

「給料の差し押さえでもされたときは、会社に知られてクビになるかもしれない」と、B氏は不安な日々を過ごしている。

大きなビジネスチャンス

支援機構広報課や文部科学省に対して起こした支払督促申し立ての件数は、二〇〇六年度の一千五百十一件に対して一〇年度は実に七千三百九十九件と激増した。給与差し押さえも、〇七年度の一件に対し、一〇年度は実に八十五件を数えられた。前述のようなケースが日本中で起きているのだ。しかも「特定調停」という経費が安く歩み寄りの余地が大きい法的手続きがあるにもかかわらず、こちらは一切取られない。きめ細かな督促などもないまま、いきなり裁判で

「徹底回収」。これが冒頭の理念を掲げた奨学金の実態だ。

奨学金の原資を確保する——それが支援機構が回収強化に励む「表向き」の理由である。〇九年に百三十億円にも上る奨学金の未回収が発覚し、その杜撰な運営実態が社会問題化したこと、彼らの行動の「後ろ盾」となっているのだろう。だが本当にそれだけなのか、そこには拭えぬ「疑い」がある。

原資の確保であれば元本の回収がなにより重要なことだが、日本体育英会から独立行政法人に移行した〇四年以降、回収金はます延滞金と利息に充當するという方針を頑なに実行している。一〇年度の利息収入は三百三十二億円、延滞金収入は三十七億円に達する。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のこところへ消えていく。この金の行き先のひとつが銀行であり、債権管理回収業者(サービサー)だ。一〇年度期末で民間銀行からの貸付残高はざつと一兆円。年間の利払いは二十三億円。また、サービサーについては、同年度で約五万五千件を日立キヤビ

タル債権回収など「社に委託し、十六億七千万円を回収、そのうち一億四百万円が手数料として払われている。銀行やサービサーのみならず、訴訟を起こしている弁護士にとつても大きなビジネスチャンスだ。支援機構の顧問弁護士のところにも多数の訴訟案件が持ち込まれており、さながら奨学金バブルといつた状況を呈していると云う。奨学金の原資を確保するという美名のもとに、学生を借金漬けにするあこがな金融ビジネスで暴利を貪る——これが支援機構の現実ではないか。

経済協力開発機構(OECD)加盟三十カ国の中、給付制奨学金がなく、大学の学費も有料という国は日本しかない。さすがに恥ずかしく思ったのか、文科省は二二年度予算の概算要求に給付制奨学金二百四十九億円を計上したが、財務省はいとも簡単に切り捨てた。教育に金をかけない国は競争力も育たない——国際NGO「トランスペアレンシー・インターナショナル」の分析である。「奨学金が日本をさらなる没落へと導くならば、これほどの皮肉はない。

シンポジウム「奨学金の今と未来を考える」

日時 2013年（平成25年）10月12日（土）午後1時30分

場所 弁護士会館2階201・202

主催 大阪弁護士会

司会 山田治彦（大阪弁護士会貧困・生活再建問題対策本部副本部長）

プログラム

13:00 開場

13:30 オープニング演奏

『奨学金の唄』 by Asian まんはったん

13:40 開会挨拶 大阪弁護士会副会長 矢倉昌子

13:45 講演

「奨学金制度の課題」

講師 大内裕和氏（中京大学教授）

15:00 <休憩>

15:15 リレートーク「ほんまでっか！？奨学金」

① 教員

② 大学生

③ 卒業生

16:00 特別報告

「アメリカの奨学金事情から学ぶ」

報告者 鴨田 譲氏（弁護士・日弁連アメリカ奨学金制度調査団）

16:30 閉会挨拶 丹羽雅雄（大阪弁護士会貧困・生活再建問題対策本部本部長代行）

大阪弁護士会提供
ラジオ番組

弁護士の放課後

MBSラジオ(毎日放送)1179kHz
毎週月曜日午後7時～午後7時30分 放送中!



ほな行こか～(^o^)♪

弁護士によるええ～話から、ちょっと役に立つ話まで放課後気分で、いろいろ語ります。

【出演者】 ■水野 晶子(毎日放送アナウンサー)

■大阪弁護士会所属弁護士

大阪弁護士会

奨学金制度の現状と課題

2013/10/12 大内裕和（中京大学）

1 奨学金問題への関心

2010年7月札幌講演後に印象に残った言葉「最近の若い先生は貧しい」

2010年秋の愛媛大学での講義 奨学金について大きな反応

→「愛媛大学 学費と奨学金を考える会」結成

2011年4月 中京大学で学生の行列目撃（→奨学金説明会）

講義でも奨学金に強い関心がもたれる。

2011年11月23日

「教育の機会均等を作る『奨学金』制度の実現を目指すシンポジウム」に
参加→2011年11月28日の『東京新聞』で大きく取り上げられる。

2 奨学金制度の現在と歴史

(1) 奨学金制度の現在

日本学生支援機構

[第一種奨学金]無利息の奨学金。特に優れた学生および生徒で経済的理由
により著しく修学困難な方に貸与を行う。

[第二種奨学金]利息付きの奨学金。利率固定方式または利率見直し方式の
うち、申し込む際にいずれかの一方を選択する。いずれの方式も利率は年
3.0%が上限。第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に貸
与する。

2011年度 入学者の貸与月額

国・公立

私立

自宅通学 自宅外通学

自宅通学 自宅外通学

第一種奨学金 45,000円 51,000円

54,000円 64,000円

第一種奨学金は30,000円を選択することも可能

第二種奨学金 30,000円・50,000円・80,000円・100,000円・120,000円の
いずれか、大学院は15万円、法科大学院は22万円まである。

(2) 奨学金制度の変化

第二種奨学金（利子付き）の導入

1984年に日本育英会法全面改正で有利子貸創設

付帯決議「育英奨学事業は、無利子貸与制度を根幹としてその充実、改善に
努めるとともに、有利子貸与制度は、その補完装置とし、財政が好転した場

合には廃止等を含めて検討する」

しかし政府は大学の学費を引き上げる一方、1999年に財政投融資と財政投融資機関債の資金で運用する有利子貸与制度をつくり、一般財源の無利子枠は拡大せずに有利子枠のみその後の10年間で約10倍に拡大させた。2007年度以降は民間資金の導入も始まった。

図1

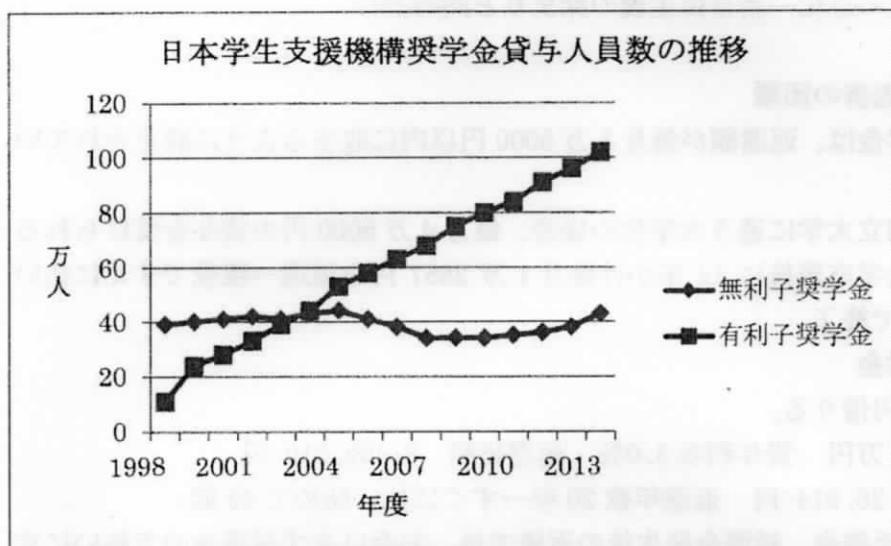
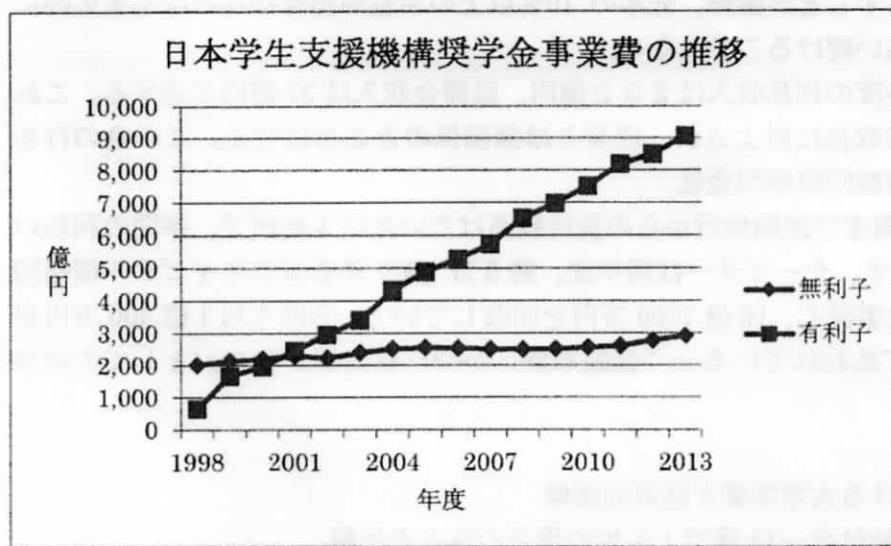


図2



1998年度 無利子奨学金 39万人 有利子奨学金 11万人 計 50万人

2012年度 無利子奨学金 38万人 有利子奨学金 96万人 計 134万人

無利子貸与の希望者は予約採用の段階で近年、毎年約2万人ずつ増加しているが、採用枠が少ないために、2009年には78%が不採用となった。

第一種奨学生について教育職の場合に免除の制度→1998年に廃止

2004年に日本育英会廃止→日本学生支援機構へ

奨学生返還免除職（大学での研究職）2004年3月に廃止

1984年（中曾根政権）→1990年代後半（橋本龍太郎政権）→2004年（小泉政権）

奨学生制度の悪化→新自由主義の深まりと同時進行

（3）奨学生返済の困難

第一種奨学生は、返還額が毎月1万5000円以内に収まるように設定されている。

自宅から国立大学に通う大学生の場合、毎月4万5000円の貸与を受けられるが、これを大学卒業後に14年かけ毎月1万2857円を返還→現役ですぐに払い始めて37歳で終了

第二種奨学生

毎月10万円借りる。

貸与総額480万円 貸与利率3.0% 返還総額 6,459,510円

月賦返還額 26,914円 返還年数20年→すぐに払い始めて43歳。

年利10%の延滞金、延滞金発生後の返済では、お金はまず延滞金の支払いに充当され、次いで利息、そして最後に元本に充当される

→元本を減らすことが困難。元本の10%以上のお金が出せなければ半永久的に延滞金を支払い続けることになる。

2010年度の利息収入は232億円、延滞金収入は37億円に達する。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のところに行く。この金の行き先は銀行と債権回収専門会社

2010年度期末で民間銀行からの貸付残高はだいたい1兆円で、年間の利払いは23億円です。サービサーは同年度、約5万5000件を日立キャピタル債権回収など二社に委託し、16億7000万円を回収していて、そのうち1億400万円が手数料として払われている→「金融事業」かつ「貧困ビジネス」としての奨学生。

3 上昇し続ける大学学費と経済的困難

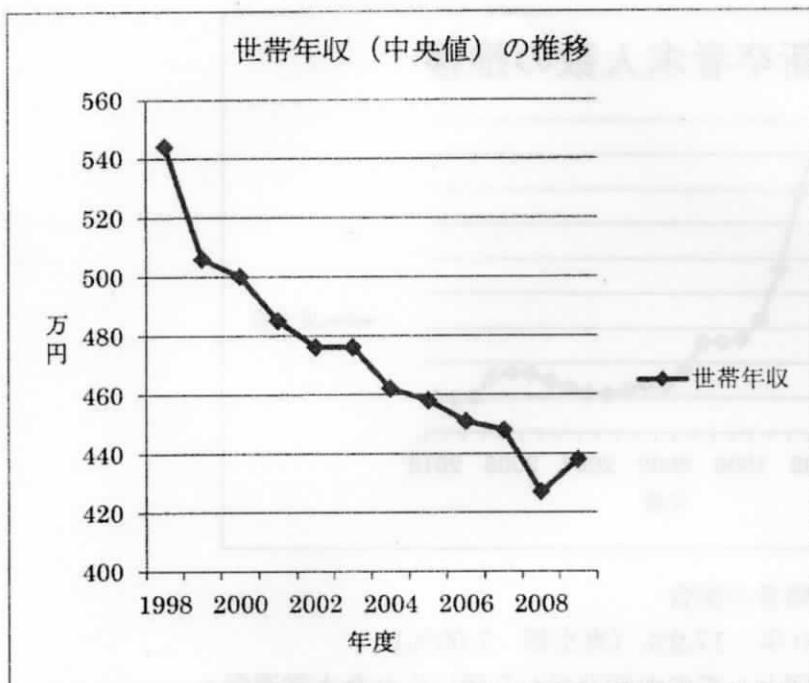
（1）初年度納付金—19歳で1年生の場合の現在の年齢

1969年入学（2013年現在63歳）

国立大学 1万6000円（入学料4000円 授業料1万2000円）

私立大学 22万1874円（授業料 8万4048円）

図 4



世帯年収に占める大学学費の比重は上昇→負担増、しかもかかる学費は授業料だけではない（仕送りなど）→全大学生のなかでの奨学金受給者の割合増加

1998 年の 23.9% から 2010 年に 5 割を突破（学部昼間 50.7%）大学院修士課程で 59.5%、大学院博士課程で 65.5%

4 高卒就職の困難

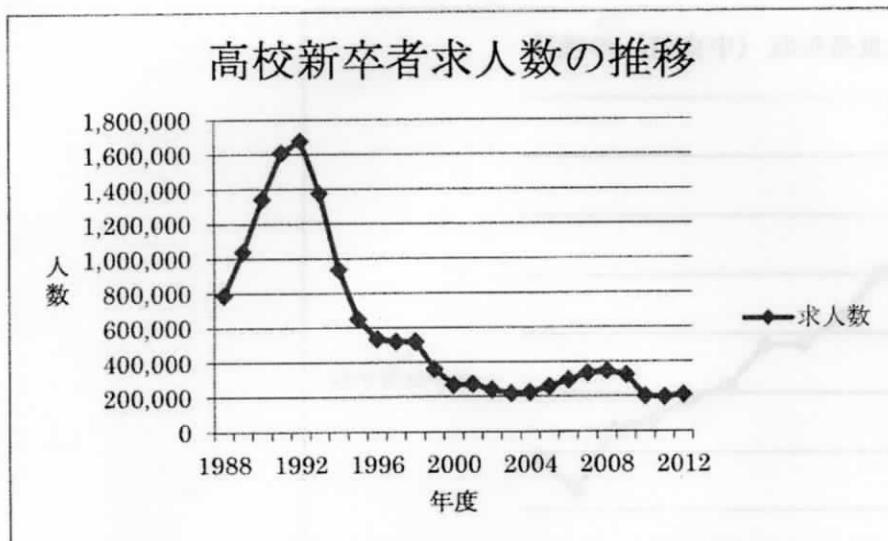
新規高卒者に対する求人件数

1992 年 3 月末 167 万 6000 件 求人件数のピーク

2003 年 3 月末 19 万 8000 件 最大の落ち込み（87% ダウン）

2010 年 3 月末 19 万 8000 件 再び、最低水準へ

図 5



高校卒業後の進路 就職者の割合

1990 年 35.2% → 2010 年 17.2% (東京都 7.09%)

高卒就職の激減、希望としての大学進学から強いられた大学進学へ
大学・専門学校へ進学できないから就職
→就職できないから大学・専門学校へ進学

5 大学卒業後の就職難の拡大と奨学金返還の困難

バブル崩壊後の失業率のアップ、若年就業の困難

対談 竹信三恵子×大内裕和「全身就活」から脱するために『現代思想』2013
年4月号「特集=就活のリアル」

大学生の就職率 1990 年前後の約 90%

2000 年前後には約 60% に低下

2009 年の四大卒就職率は 77.9%

1997 年～2002 年 最初の仕事に就いた人のうち 32.6% がパート・アルバイト
その後の 5 年間では 42.8%

→日本学生支援機構の奨学金について滞納者 33 万人 (2010 年)。3 ヶ月以上の
滞納額 2660 億円。返還滞納者の個人情報機関への登録 (いわゆるブラックリ
スト化) が 1 万人を超える (2012 年)

裁判所を使った「支払督促」を申し立てられる奨学金滞納者も急増している。
2004 年にはわずか 200 件だった支払督促の申立件数が、2011 年には 1 万件と、
この 7 年間で 50 倍に拡大している。

6 奨学金の現在と運動の課題

奨学金が奨学金としての機能を果たしていない

① 適格者が無利子奨学金を得ていない。

② 将来の返済不安から奨学金を借りることを抑制

③ 卒業後の返還の困難さ→大学卒業後の生活や人生を左右

奨学金制度改善の方向

① 一定年収以下の場合の返済猶予・減額・免除、特に猶予5年の上限を撤廃し、本人年収基準とすること。

② 有利子奨学金の改善（延滞金の廃止や返済方法の改善）→有利子奨学金を無利子奨学金に。

③ 給付型奨学金の導入

奨学金制度改善へ向けての運動

2012年9月1日

愛知県の大学生らによる「愛知県 学費と奨学金を考える会」スタート

ホームページ <http://syougakukin2012.web.fc2.com/>

フェイスブック <http://www.facebook.com/aichi.ATS>

2013年1月8日（火）「愛知県 学費と奨学金を考える会」第一回例会

これ以降月に一回開催

2013年2月1日 奨学金ホットライン（日本弁護士連合会）

2013年2月17日（日）講演&パネルディスカッション

「大学生も裁判官・検察官・弁護士も・・・借金づけ！？」

主催 愛知県弁護士会

共催 ビギナーズネット ホームページ <http://www.beginners-net.com/>

後援 愛知県 学費と奨学金を考える会

2013年3月31日（日）

「奨学金問題対策全国会議」の結成→返済困難者の救済と奨学金制度の改善

共同代表：伊東達也・大内裕和 事務局長：岩重佳治

奨学金問題対策全国会議事務局

〒177-0041 東京都中央区銀座 6-12-15 COI 銀座 612 ビル 7 階 東京市民法

律事務所内、弁護士 岩重佳治 電話 03-3571-6051、FAX 03(3571)9

379、「奨学金問題対策全国会議」フェイスブックもスタート

2013年6月9日（日）奨学金問題対策全国会議・愛知県集会

2013年6月21日（金）奨学金問題と学費を考える兵庫県集会

2013年7月7日（日）奨学金問題対策全国会議シンポジウム第2弾 in 札幌

2013年9月14日（土）奨学金問題説明会・相談会（大阪弁護士会・貧困問題市

民懇談会)

2013年9月28日（土）「埼玉奨学金問題ネットワーク」設立総会兼第1回シンポジウム
2013年10月12日（土）奨学金問題シンポジウム（大阪弁護士会・貧困問題市民懇談会）
2013年11月22日（金）奨学金問題対策全国会議主催・東京集会
日本教育会館中会議室 18:00~21:00

7 具体的な取り組み

- (1) 「奨学金問題対策全国会議」「愛知県 学費と奨学金を考える会」のホームページ・フェイスブック、また私（大内裕和）のフェイスブックに友だち申請してアクセスする。周囲にも紹介する→情報を得ることの重要性。
- (2) 「奨学金問題対策全国会議」署名に取り組む
2013年11月末日が締切。署名を通して奨学金問題を広く知ってもらうことが重要。延滞金の利下げと返還猶予期間の延長、無利子奨学金の拡大は実現の可能性がある。
- (3) 大学単位、地域単位で「〇〇大学 学費と奨学金を考える会」「〇〇県 学費と奨学金を考える会」をつくっていくこと。法律の専門家（弁護士・司法書士）との連携が重要。マスコミと議員に積極的に働きかける。返還当事者とその家族、子どもをもつ保護者に参加を呼びかける。学習会には10月終盤に出版予定の奨学金問題対策全国会議編『日本の奨学金はこれでいいのか！』（あけび書房）が役立つ。

参考文献

- 阿部彩 2008 『子どもの貧困』、岩波新書。
児美川孝一郎×大内裕和 2012 「キャリア教育を問い合わせる」『現代思想』2012年4月号、青土社。
小林雅之編 2012 『教育機会均等への挑戦』、東信堂。
大内裕和 2007 『愛国心と教育』、日本図書センター。
大内裕和 2009 『民主党は日本の教育をどう変える』、岩波ブックレット。
佐々木賢 2007 『教育と格差社会』、青土社。
佐々木賢 2011 『教育×原発』、青土社。
佐々木賢×大内裕和 2008 「学校改革—何が変わったのか」『現代思想』2008年4月号、青土社。
竹信三恵子 2009 『ルボ雇用劣化不況』、岩波新書。
竹信三恵子 2012 『ルボ賃金差別』、ちくま新書。

- 竹信三恵子 2012 『しあわせに働く社会へ』、岩波ジュニア新書。
- 竹信三恵子×大内裕和 2013 「「全身就活」から脱するために」『現代思想』2013年4月号「特集=就活のリアル」、青土社。
- 竹信三恵子×大内裕和 2013 「「全身婚活」では乗り切れない」『現代思想』2013年9月号「特集=婚活のリアル」、青土社。
- 堤未果 2008 『ルポ 貧困大国アメリカ』、岩波新書。
- 堤未果 2010 『ルポ 貧困大国アメリカⅡ』、岩波新書。
- 山家悠紀夫 2007 『痛みはもうたくさんだ！脱「構造改革」宣言』、かもがわCブックス。
- 山家悠紀夫 2012 『消費税増税の大ウソ』、大月書店。
- 湯浅誠 2008 『反貧困』、岩波新書。
- 湯澤直美ほか編 2009 『子どもの貧困白書』、明石書店。

あんなに頼りにしていた 奨学金マン、いつたい どないなってんの？



（奨学金を考える連続企画 第2弾）

シンポジウム 奨学金の今と未来を 考える

2013年10月12日(土)

13:30~16:30 (開場:13:00~)

場所 大阪弁護士会館2階

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5

■主催:大阪弁護士会

入場
無料

- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

いま、大学生の2人に1人以上が奨学金を利用しています。その奨学金の多くは有利子の貸与型奨学金、つまり、借金です。国立大学の授業料はこの40年間で実に45倍に値上げされています。一方、世帯年収(中央値)は1998年に544万円だったところ、2009年には438万円と実に100万円以上も減少し、家計に占める学費負担は重く、奨学金を借りざるを得ない学生が増えているのです。他方では、最近の就職難や、就職しても不安定雇用・低賃金・ブラック企業だったりして、奨学金の返済に困っている人が増えています。皆さんとともに、奨学金の今と未来を考えたいと思います。



奨学金の今と 未来を考える



13:30 開会（開場は13:00～）

オープニング・ソング「奨学金の唄」
by Asian まんはつたん

第1部 基調講演「奨学金制度の現状と課題」(仮) 講師:大内裕和さん (中京大学・教授)

14:15 ~

第2部 リレートーク「ホンマでっか!? 燃学金」

現役の大学生、卒業生、教員、親たちが、それぞれの立場から、奨学金の問題点を話します。

16:00 ~

第3部 特別報告「アメリカの奨学金事情から学ぶ」 報告者：鴨田譲さん

(弁護士・日弁連アメリカ奨学金制度調査団)

参加費無料、事前申込不要。
※一時保育サービス実施します
(要事前予約・無料)

一時保育サービスの知らせ

【対象】首のすわっている乳児～未就学児
【託児時間】シンポジウム開始15分前から
終了15分後まで

お申込を希望される方は、2013年
9月30日(月)までに下記問合せ先
まで電話でお問合せください

[問合せ先] 大阪弁護士会 人権課(担当事務局)
TEL.06-6364-1227